

目 次

第2回大宜味村議会定例会会議録（会期日程表）	1
第2回大宜味村議会定例会会議録（6月25日）	3
第2回大宜味村議会定例会会議録（6月26日）	11
第2回大宜味村議会定例会会議録（6月27日）	15
第2回大宜味村議会定例会会議録（6月29日）	21
第2回大宜味村議会定例会会議録（6月30日）	31
第2回大宜味村議会定例会会議録（7月1日）	41
第2回大宜味村議会定例会会議録（7月2日）	81

第2回大宜味村議会定例会会議録 (会期日程表)

開会 昭和56年6月25日

会期8日間

閉会 昭和56年7月2日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
6月25日	木	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第24号～議案第25号 提案説明、質疑、討論、採決 議案第26号～議案第30号、報告第1号 提案説明
6月26日	金	本会議	午前10時	議案第26号～議案第30号 (検討)
6月27日	土	本会議	午前9時	議案第26号、議案第29号 質疑
6月28日	日	休 会		
6月29日	月	本会議	午前10時	議案第26号～議案第30号 (検討) 質疑、討論、採決 会期の延長について
6月30日	火	本会議	午前10時	議案第30号 (検討) 質疑、討論、採決 議案第31号 採決 意見案第1号 採決

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
7月1日	水	本会議	午前10時	一般質問
7月2日	木	本会議	午前10時	報告第2号 陳情第1号～陳情第2号（検討） 閉 会

第2回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 昭和56年6月25日

1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和56年6月25日 午前10時00分)

延 会 (昭和56年6月25日 午後4時19分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員	玉 城 一 昌 君	8番議員	崎 山 喜 弘 君
2番議員	平 良 真 光 君	9番議員	松 島 重 克 君
3番議員	山 城 宗 喜 君	10番議員	前 田 貞四郎 君
4番議員	山 川 保 清 君	11番議員	前 田 福 正 君
5番議員	平 良 実 君	12番議員	東 武 郎 君
6番議員	福 地 善 雄 君	13番議員	平 良 嘉 清 君
7番議員	山 川 正 行 君	14番議員	親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	根路銘安昌君	税務課長	宮里盛順君
助役	新城繁正君	経済課長	仲村順三君
教育長	宮城松一君	教育委員会 総務課長	大山岩昌君
総務課長	崎山勝正君	書記	宮城孝治君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	山城保雄君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて

日程第4 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて

日程第5 議案第26号 大宜味村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例

日程第6 議案第27号 大宜味村土地改良財産の管理及び処分に関する条例

日程第7 議案第28号 土地改良事業の施行について

日程第8 議案第29号 大宜味村防災会議条例

日程第9 議案第30号 昭和56年度大宜味村一般会計補正予算

日程第10 報告第1号 昭和56年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

よって、昭和56年大宜味村議会第2回定例会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第114条の規定により、5番平良実君、6番福地善雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時19分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日から6月30日までの6日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は6日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時20分）

再 開（午前10時28分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第3 議案第24号及び日程第4 議案第25号を一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 議案第24号、地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

これは地方税法の一部を改正する法律が国会で改正されているわけですが、この施行が56年4月1日となるのでありますが、国会におけるところの法律の改正が3月31日の遅く改正されたという連絡がありまして、議会に上程或いは招集する暇がありませんでしたのでこれを専決処分にいたしましたわけでございます。内容につきましては税務課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

議案第25号、地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

これは55年度の最終のしめくくりの過疎対策事業の村道改良事業の田嘉里線、マーランガー線の事務費と喜如嘉保育所の査定ミスを書類提出のため再計算の際に発見したが、既に議会は終了していたので議会で補正予算の提案をする時間がなかったということで、これも3月31日までに補正しなければいけませんので、そういうことで起債の事業内の補正を専決処分していたわけですから。総額においてのやり繰りということでございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時35分）

再 開（午後1時16分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第24号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案の質疑を終結いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより議案第25号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 9番（松島重克君） 55年度の予算にかかわる議案ではありますが、55年度の会計年度は終っております。そういうことで55年度の予算書手元に持っておりません。こういう議案が出るとは分からなかったわけです。それで先程の提案説明でまだピンと来ないわけですが、こういう変わった議案が提出に至ったまでの過程をご説明願いたいと思えます。

○ 村長（根路銘安昌君） 起債の事業内における変更でございますが、これは保育所の建設事業で予定していた起債関係で積算上のミスがあったということでございます。それで田嘉里線、マーランガー線につきましては、田嘉里線が100千円減額になっております。これにつきまして事務費が基準よりも上回って計上されていると、マーランガー線も事務費が基準よりも上回って計上されているということで、この事務費を減額しなければ、いわゆるオー

パー分は過疎債で認められないということで、オーバー分を削って保育所関係のものに600千円を回したということになっているわけです。

○ 9番（松島重克君） 事業の執行に当ってはこの案に示されている数字で事業を執行されたんですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 地方債を積算する時にその中の事務費は何%というふうな基準があるわけです。それでその事務費を基準に合わせて積算してみましたらこういうふうな数字になっているわけですし、事務費がオーバーすると借り入れ出来なくなるということですし、過疎債の県から指示のありました金額には変わらないわけなんです、わく内での変更ということになるわけですので総額は変わりません。

○ 9番（松島重克君） 私が聞いているのは、現在補正案として上っている数字でもって執行されたのかどうかということを知っているわけですよ。

○ 村長（根路銘安昌君） そのとおりでございます。

○ 9番（松島重克君） そうしますと事業が完了した時点でこういうミスに気づかなかったわけですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 事業途中までは気づきません、過疎債の事務費にかかわる経費が何%とありますので、この過疎債の%以上のものは起債対象にならんということでございまして、率に合わせて補正をやって事業実施やっているわけです。

○ 9番（松島重克君） 今のお話は分かるわけですが、事業執行の時点でこの数字でなされたということであれば、事業が完了したらそれぞれの機関からの監査等があるんでしょう。だからそういう時点でこういうミスが分からなかったかということをお聞きしているんですがね。

○ 村長（根路銘安昌君） ですからこれは最終的に締めくくった段階でそういうふうな%の問題が出て来まして、補正しなければいかんようになったわけでございます。

○ 9番（松島重克君） だから事業執行して完了したらそれぞれの事業に対して監査があります。そうするとこういうミスが分かると思います。その時点で補正をされるということであれば分かるわけですが、55年度の会計年度は終わっておるんでしょう。終わった時点でこういう議案が出て来るといふことであるならば55年度の本村の予算というものは何処まで信頼性があるかということになるかと思うんですがね。その点どうお感じですか。

○ 村長（根路銘安昌君） そういうふうなことで3月31日に算定上のミスが分かりましたので31日づけで専決処分をもって補正したというふうなことです。

○ 9番（松島重克君） 未だそういうことおっしゃっておられるようですので少し申し上げたいと思います。

それぞれの事業は3月31日に完了しているわけではないでしょう。それ以前に事業完了しているものもあるはずです。であるならば起債についてのミスが表われていると思うんです。ひとつの誤りがあれば関連して他のものも検討されるわけです。そうしますと当然こういうものも表われて来ます。そういう手続きが踏まれていなかったのではないですか3月31日に気づいてもう議会が終ってしまってどうしようも出来なかったと、そうしか考えられないんです。事業は3月31日までかかっているということではないでしょう。そうしますとやはりそれまでの過程に落ち度があったということになりますと先程申し上げましたように本村の予算関係の信用というものは落るのではないかと、3月31日にこれが分かって議会が終っているので出せなかったと、これでは理由にならんと思いますよ。どうでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 3月31日以前には過疎債によるところの事務費と工事費の分類が、事務費の率が十分積算されてなかったということは言えるわけなんです、特に初めての仕事で何%の事務費を求めるといふうな%はあるわけなんです、具体的な数字まではじき出されてなかったということは確かにミスがあるわけです。そういうふうなものを積算してまいりましたら事務費がオーバーしているということになりましてこれを他に回さなければいかんということで専決処分したわけでございまして、最終的な積算がぎりぎりになって積算されたというところに専決処分しなければいかんという事態になっているわけです。

もう少し早く発覚出来たら正当な手続きを採りまして、正当と言うよりも議会に諮りましてやるべきであるわけですが、発覚が遅れてそうなっているわけでございます。特に初めてやった仕事でこういうことが出ているわけですが、今後十分これは気をつけたいと思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時31分）

再 開（午後1時33分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第24号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第25号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時35分）

再 開（午後1時46分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

議案第26号から報告第1号までを日程に追加いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

日程第5 議案第26号から日程第10 報告第1号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

- 村長（根路銘安昌君） 議案第26号、提案理由といたしまして、村営土地改良事業の執行にあたって地方自治法第224条及び第228条に基づき条例制定の必要があり、この案を提出する。内容につきましては後程説明させたいと思います。

議案第27号、村営土地改良事業の執行にあたって土地改良法第57条の2第1項に基づき条例の制定が必要とされ、また事業を円滑に推進するためこの案を提出する。内容につきましては後程説明させます。

議案第28号、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定によりこの案を提出する。

議案第29号、本村の地域並びに地域住民の生命財産を災害から保護するため、その地域に係る防災計画の作成及びその実施の推進のためこの案を提出する。内容につきましては後程説明させます。

議案第30号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73,249千円追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,502,966千円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。既定の地方債の補正は第2表地方債補正による。なお、細部につきましては後程説明させますのでよろしくお願いいたします。

報告第1号、地方自治法第243条の3第2項の規定により、昭和56年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書を別紙のとおり報告します。よろしくお願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時05分）

再 開（午後4時18分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時19分）

第2回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 昭和56年6月26日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和56年6月26日 午前10時00分)

延 会 (昭和56年6月26日 午後5時42分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 山城 保雄 君 書 記 前田 孝君

6. 議事日程（第2号）

日程第1 議案第26号 大宜味村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例

日程第2 議案第27号 大宜味村土地改良財産の管理及び処分に関する条例

日程第3 議案第28号 土地改良事業の施行について

日程第4 議案第29号 大宜味村防災会議条例

日程第5 議案第30号 昭和56年度大宜味村一般会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第26号から日程第5 議案第30号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時58分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
会議時間の延長についておはかりいたします。
6時まで会議時間を延長いたしたいと思ひます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。
よって、6時まで会議時間を延長することに決しました。

- 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時59分）

再 開（午後4時41分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

6月27日の会議は議事の都合により特に午前9時に繰り上げて開くことにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。
よって、6月27日の会議時刻は午前9時に繰り上げることに決定いたしました。
おはかりいたします。
本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思ひます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。
よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後 5 時42分)

第2回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 昭和56年6月27日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和56年6月27日 午前9時00分)

延 会 (昭和56年6月27日 午前11時57分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 経 済 課 長 仲 村 順 三 君
助 役 新 城 繁 正 君 技 手 補 東 武 久 君
総 務 課 長 崎 山 勝 正 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 山 城 保 雄 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第3号）

日程第1 議案第26号 大宜味村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例
日程第2 議案第27号 大宜味村土地改良財産の管理及び処分に関する条例
日程第3 議案第28号 土地改良事業の施行について
日程第4 議案第29号 大宜味村防災会議条例
日程第5 議案第30号 昭和56年度大宜味村一般会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は11名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

- 日程第1 議案第26号から日程第5 議案第30号までを一括議題といたします。
暫時休憩いたします。

休 憩（午前9時01分）

再 開（午前9時08分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
これより議案第26号の質疑に入ります。
発言を許します。

- 10番（前田貞四郎君） 第2条第2項、前項の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法は、村長が定めるとなっていますが議会の承認を経なくていいわけですか。

それから第6条の村長は天災その他特別の事情がある場合に限り、賦課の徴収を延期または賦課を減免することができる。これも議会の議決を経ないでいいものであるのか。準則ではそうなっています。

- 議長（玉城一昌君） 5番入場。（午前9時12分）

- 助役（新城繁正君） ご指摘の点につきましては2条第1項で議会の承認を経て村長が定めることになっておりまして、この2項は前項を受けて時期や方法については村長が定めるということで、そのようなことで私共としては理解しています。

6条の場合は村長に権限が委ねられていると考えているわけです。これはあくまでも特別な事情ということがうたわれていますので、額につきましては第2条で議会の議決を求めるとなっておりまして、これを受けて第6条も村長にその権限を委ねていると理解しているわけです。

- 10番（前田貞四郎君） 準則には議会の承認を経るとうたわれているんですがどうですか。

- 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前9時17分）

再 開（午前9時44分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
6番、3番入場。

- 助役（新城繁正君） 第2条の賦課の額は議会の承認を求めるということになっており

まして、従ってその総額を定める場合は改めて議会の議決を求めなければならないということも出て来るわけでございます。その時に当然賦課基準とか徴収の時期等について議会の承認を求める時に当然そういうふうなものが出て来なければいかんという立場に立ちまして第2項はそういう形で十分でないかという見解であるわけです。

○ 10番（前田貞四郎君） 只今の答弁によりますと、当然議会の承認を経なければいかんというんでしたら当然条例にうたうべきでないかと思うんですがどうですか。

○ 助役（新城繁正君） 只今申し上げていますのは、額を定める場合には議会の議決を求めなければなりませんので、その定める場合の額はどうして出したかとか、或いはどのようにして徴収するかとか、それはその時点で出て来る問題ではないかということで、これで十分ではないかという考え方でございます。

○ 10番（前田貞四郎君） どうも意味が取り難いんですが、第2条の1項は受益者の負担する13%を越えてはならないようになっておりますので、これを10%にするか5%にするかを決めるのが第1項であって、第2項はその決めた額をどういうふうな基準で賦課するかという項目になっていると思うんです。何処かの村では議決を経るようになっていたんです。本村では経ないでいいという根拠は何処にあるんですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前9時50分）

再 開（午前10時14分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） いろいろ検討してみますと不備なところがございます。それで2条の2項の前項の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法は、の次に村議会の承認を経てというふうに改めたいと思います。更に第6条の村長は天災その他特別の事情がある場合に限り村議会の議決を経て、賦課の徴収を延期または賦課を減免することができるというふうに改めたいと思っています。

○ 10番（前田貞四郎君） 転用農地の項目がないんですが、大宜味村営の土地改良においては今後とも転用農地が出ないという自信があるわけですか。それともそれが出た時点で条例を改正する予定ですか。

○ 経済課長（仲村順三君） これについては土地改良法に基づいて他に転用してならないというふうなことになっておりますので土地改良法に基づいて今後ともやっつけていかなければいけないと思うんです。土地改良法或いは条例に抵触する時点が生じた場合は改正もあり得るのではないかと思います。

○ 10番（前田貞四郎君） この条例に転用農地の項目がうたわれてないのは準則にはある

わけですね。他の町村もうたわれているんです。しかし、本村の条例にうたわれてないのは本村の土地改良事業には絶対転用農地がないという自信を持ってであるのかということです。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時24分）

再 開（午前11時01分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 助役（新城繁正君） 村が直接土地改良事業をやるのはこれが初めてでありまして、村営でやる場合は多年にわたるものは不可能であろうということで、私共が考えております村営土地改良事業というものは単年度事業という形のものということで、実はこの条例を検討した段階でも村の実情、それから県の担当課の指導を仰ぎながら条例を審議して来たわけですが、先程も課長から説明ありましたが、単年度で終了する事業であるということで当面はこの条例でもって56年度事業は十分推進出来るものと考えております。なお、ご指摘の点につきましてこれから事業規模とかによって十分考えていかなければならないと思いますので、その時点で十分な条例を見直いたしまして不備な所は改めていきたいという立場に立って今回の条例の提案ということになっています。

○ 10番（前田貞四郎君） 単年度で事業が出来るから転用農地が出ないということはいえないんです。8年間の間に出る心配があるからこういうことがあるわけですよ。そういうことがあるかも知れないからその項目は必要だということですよ。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前11時08分）

再 開（午前11時30分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 助役（新城繁正君） いろいろご指摘を受けているわけですが私共といたしましては県の関係機関と調整しながら条例案を審議しまして提案したわけですが、不備なところがあったと、なお10番議員さんからご指摘のありました点についても部内で調整をしているところでございますが未だに意思決定が出来ません。従って、更に関係機関との調整をいたしまして後でご審議をお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 議案第26号の質疑を中止いたします。

これより議案第29号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 10番（前田貞四郎君） 第6条、前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第

8号の委員はそれぞれ若干人とするとなっていますが、他の町村では人員が指定されているんですが、この場合は全部若干人となっておりますがこの点伺います。

○ 総務課長（崎山勝正君） この点につきましては私共がこの条例を審議する時に1号から8号までの委員をある程度想定したわけなんです、各機関等において組織の移り変わりがあるのではないかとということから何名ということではなくして、若干名とした方が無難ではないかというふうな考えからしています。例えば3号などの警察官につきましては従来あった駐在所が廃止になった例もありますので、あえて若干という数字を使っています。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時40分）

再 開（午前11時56分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午前11時57分）

第2回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 昭和56年6月29日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和56年6月29日 午前10時00分)

延 会 (昭和56年6月29日 午後4時16分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 経 済 課 長 仲 村 順 三 君
助 役 新 城 繁 正 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 山 城 保 雄 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第4号）

日程第1 議案第26号 大宜味村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例
日程第2 議案第27号 大宜味村土地改良財産の管理及び処分に関する条例
日程第3 議案第28号 土地改良事業の施行について
日程第4 議案第29号 大宜味村防災会議条例
日程第5 議案第30号 昭和56年度大宜味村一般会計補正予算
日程第6 会期の延長

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第26号から日程第5 議案第30号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時18分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

この際会期の延長を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、会期の延長を日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第6 会期の延長について議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は6月30日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を7月2日まで2日間延長いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は7月2日まで延長することに決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時19分）

再 開（午前11時44分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

13番、12番退場。

休憩いたします。

休 憩（午前11時45分）

再 開（午後3時11分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

議案第26号の一部差し替えがありましたので説明を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 議案第26号の審議に当りまして大変私共条例案作成の段階で十分検討されていない面がありまして議会にご迷惑をおかけしている面に対しまして誠に申し訳ないと思っています。皆さんのお許しを得まして議案第26号の差し替えをしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

前のものと異っている所は第2条と2項に議会の承認と、更に4項を新しく入れたということでございます。その内容につきましては担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時14分）

再 開（午後3時24分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第26号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 10番（前田貞四郎君） 第2条の4項をそう入するために土曜日から今日1日議会の時間を空費しているわけです。それについて村長はどう思いますか。

○ 村長（根路銘安昌君） この検討随分長くかかって、そういうことで差し替えの時もお詫び申し上げたわけでございますが、2条の1項と2項の件につきましては一昨日議会の承認をそう入したいと申し上げていたわけです。それで4項につきまして随分かかったということでございますが、それだけではなくして条例全体を一応検討いたしましたわけです。そういうふうなことでやはりこの4項を入れた方がいいだろうと、前に出してありましたのは県がひな形を示してあるものに準じてやっていたわけですが、県としましても分かり易くするためには4項を新たに入れた方がいいだろうという県からの説明もあったというふうなことでございます。なお、成案したわけですが更に検討いたしまして字句等の抜けたのがございまして、そういうことでタイプを更に打ち変えするというで時間かかりまして申し訳ないと思っています。議会の審議計画も随分狂ったと思うんですが、そういうことで大変申し訳ないと思っています。

○ 9番（松島重克君） こういう議案の提案に当っては例規審議会に諮っておられるというお話を聞くんですが、土曜日から現在までの議会のこういう空転を見ていた場合例規審議会というものほどの程度審議されているか疑わしいわけです。例規審議会はどういうような状況でこういう提案する前の議案を審議されておりますか

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後 3 時 29 分）

再 開（午後 3 時 33 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 助役（新城繁正君） 先程村長からも経緯につきましては説明申し上げ且つお詫びを申し上げたところでございますが、議案を審議する大事な機関でございますので、特に私は委員長という辞令を受けておりまして責任を感じているわけです。例規審議会は従来は課長が例規審議員という構成になっていましたが、いろいろ検討いたしました結果、課長だけでは多様な分野にわたりますので十分な審議を尽せないのではないかとという反省等もございまして、55年度から職員の中にも例題関係に精通しているメンバーもおりますのでそのメンバーも加えたらどうかと、その方が審議を深めていけるのではないかとということで職員の中からも数名加わってもらって諮問を受けた案件につきまして審議をしているわけです。

審議の手順といたしましては諮問がありますとそれぞれ所属する課、或いは機関に関するものは機関の課長等からその案に対する説明を受けると、それを基にいたしまして審議に入るという手続きを通常は採っているわけです。勿論その場合におきましては参考になるものを手元に置きまして比較検討しながら審議をするというのが通例でございます。ところが時間的に制限されるとか日程的に制限されるとか十分時間をさけないということ等で、しかも比較的早い期間に成案しなければならんという性質のものが時々出て来るわけです。更に、委員の殆んどの皆さんが専門的に深く突っ込んでない分野があるわけです。その場合は模範例規集を見たりするわけですが、県の担当課の指導というものを直接受けたりということ等を各部間で指導を受けたりして進めていくということを行っているわけです。

今回のこういう土地改良事業ということにつきましては審議委員の大部分が土地改良法とか改良事業の進め方とかについてどちらかというところとそういうものについて知識が浅いこと等もございまして、特に今回提案しております26号、27号につきましては担当課で県の指導を受けたものは私共が審議をする時間の浪費をするという結果になりかねないので、指導された案について検討をし字句とかを見直しながらやって来たということございまして、ご指摘を受けました例規集にはあるが案には出て来ないということが今回出ましたが、今回この議案につきましては比較検討という審議は十分経てないということございまして大変ご迷惑をおかけしているわけでございます。例規審議会の審議の内容はこういうような進め方を採って来ています。

○ 9 番（松島重克君） いろいろなお話があったわけですが、従来は課長の方々が審議委員であったようですが専門知識を持った職員まで入れて現在はやっていると言われる割にはあまりにもおそまつではないですか。この26号議案土曜日から現在までかかっているんで

すよ議会は土曜日1時間早く出ているんです。そしてあの質疑応答を見ておきますと答弁が出来ないという場面が度々ありましたですね。それは例規審議会で十分検討されてないということでしょう。議会の考えと当局の考えが違うなら違うでいいですよ。それなりの根拠を示されたらいいわけです。ところが答弁が出来ないということはどういうことですか。

先程資料が少なかったというようなお話ではありますが、比較検討が十分出来てなかったということではありますがそれでは困るのではないですか。議会では比較検討しているわけですよ。当局から見ますと我々はずっと素人なんですよ。例規審議会というのがあるならばそれなりに資料を集めて比較検討しなければいかなのはないですか。そして準則にはあるが本村にはそれを盛らないということであれば何故盛らないかという根拠を示さなければいけないのではないですか。例規審議会というものがあるならばそれぐらいは考えておかなければいかんと思いますよ。何のための例規審議会ですか。余りにも現在の状況からしますと議会の運営がこういう格好ではどうなるかと思われるわけですよ。当局には議会事務局から議会の日程表或いは連絡がなされていると思うんですがね。もう1点申し上げたいことは、我々がこの資料をもらって、議案をもらって資料が手元に届いた時点で目を通した時点でこれは不備だとこれは準則にもこうであるし隣の村のものを見てもこうなっていると、これはまずいという判断を直ちに下しているんです。それが当局の課長、或いは専門知識のある職員が審議されたと言いながらこういうところに気が付かなかったと、又、質疑応答の段階でも今まで何回も相談されておるのにそういう判断が示されなかったというのはおかしいですよ

我々自体が判断をしておるのに当局は何故判断出来なかったのか。これは明らかに例規審議会で十分な審議が出来ておらないということです。質疑の場において相談してやっているという格好でしょう。我々にはそうしか感じられなかったですよ。こういうような状態で議会に議案を提出してもらっては困るんですよ。こういう提案のし方はあつてはいかんと思うんですよ。我々質疑するものは生徒、答弁をする当局の皆さん方は先生でなければいかなわけですよ。その先生が生徒の質疑を受けきれないということはどういうことですか。そういうことで土曜日から現在まで議会が空転している。この責任は当局があると言われてもし方がないでしょう。

いろいろ申し上げましたが、今後はこういうような議案の提案のし方は一切止めていただきたい。

そしてもう1点は例規審議会の審議のあり方にもっとメスを入れていただきたいと思えます。いかがでしょう。

○ 村長（根路銘安昌君） 只今のご質問のとおり確かに審議そのものが十分にされてない。

ズザンと申しますかそういうようなことが考えられるわけです。諮問をする私にも責任があるわけですが、今後十分各面から検討して条例などの審議を尽していただくように私の方からも例規審に強く要求したいと思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第27号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第28号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時49分）

再 開（午後3時58分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第26号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号 大宜味村営土地改良事業の賦課徴収に関する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第27号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号 大宜味村土地改良財産の管理及び処分に関する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第28号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号 土地改良事業の施行について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第29号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号 大宜味村防災会議条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後4時01分)

再 開 (午後4時15分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後4時16分)

第2回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 昭和56年6月30日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和56年6月30日 午前10時00分)

散 会 (昭和56年6月30日 午後4時58分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	根路銘	安昌	君	厚生課長	稲福	幸三	君		
教	育	長	宮城	松一	君	経済課長	仲村	順三	君	
総	務	課	長	崎山	勝正	君	建設課長	古我知	清	君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事	務	局	長	山城	保雄	君	書	記	前田	孝	君
---	---	---	---	----	----	---	---	---	----	---	---

6. 議事日程（第5号）

日程第1 議案第30号 昭和56年度大宜味村一般会計補正予算

日程第2 議案第31号 大宜味村畜産（豚）汚水処理施設の管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 意見案第1号 非核三原則の堅持と核兵器持込みの疑惑に関する意見書

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

- 日程第1 議案第30号を議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時23分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

議案第30号の一部差し替えがありましたので村長の説明を求めます。

- 村長（根路銘安昌君） 議案第30号の差し替えにつきまして議会のお許しを得まして差し替えの内容説明をいたします。

今度の差し替えにつきましては歳入歳出に82,181千円を追加し、総額で1,511,898千円です。繰越金を23,932千円に変更でございます。教育費の小学校費の1,980千円の補正減です。

- 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時27分）

再 開（午前10時30分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第30号の質疑に入ります。

発言を許します。

- 13番（平良嘉清君） 農業振興費の19節の地力増強対策事業補助金として7,146千円ありますが、この事業計画についてお伺いします。

- 経済課長（仲村順三君） これは県から100%補助でありまして、今度の計画はさとうきびが19ヘクタール、みかんが2ヘクタールの計画で、さとうきびの場合は酸度の高い所にケイカルを投入しようと、みかんの場合はBMヨーリンを充てようということで計画しています。

- 13番（平良嘉清君） この事業を遂行するに当りましては、先ず土壌診断だと考えていますが、現在土壌診断がなされているのは何か所であるのか。

- 経済課長（仲村順三君） 前に調査しているのがありますが、100以上のか所を調査してあります。申し遅れましたが土壌診断機具もこの事業で購入しようと計画しています。

- 13番（平良嘉清君） 一応土壌診断をした上で地域の配分をしようというのであるのか。19ヘクタールというのは予測してのものであるのか。

○ 経済課長（仲村順三君） これは継続してやっておりますので、前のものは別にして新たに投入しようということで、前に普及所で土壌診断しておりますのでその資料に基づいてやっていこうということです。

○ 8番（崎山喜弘君） 中学校費の学校建設費に屋体建設関係の経費が計上されていますが、建築面積について伺います

○ 教育長（宮城松一君） 面積は1,147.5平方メートルの予算が計上されております。

○ 8番（崎山喜弘君） この面積は1階だけのものか。それとも2階のものも含んでのものでしょうか。

○ 教育長（宮城松一君） これは今のところ1階の面積だけです。2階は全然考えておりません。

○ 8番（崎山喜弘君） 中学校の体育館は村民全般に利用されるようなものと考えられますが、特に本村は村民体育館というのがありませんし、その面からすると面積が小さいのではないかと考えられますが、その点どうお考えですか。

○ 教育長（宮城松一君） 建築申請の段階で学校解放はやっているか、或いは運動場や体育館の解放はやるつもりかということがありましたので、確かに今のところ村内には社会体育関係の体育館がありませんので社会体育にも利用させますということを書いて申請をしています。

そのためには確かに狭いのでありますが、今のところこれ以上は無理な状態でありますのでうまく利用して社会体育にも利用させたいと考えます。

○ 8番（崎山喜弘君） やはり教育長としても面積は狭いというお考えなんですが、建物というのは出来て後から拡張するというのもばく大な金がかかりますし、その点再考を要する考えはないかどうか。

○ 教育長（宮城松一君） その点につきまして昨日も校長、PTA会長が朝から来ておりましたがこれ以上はどうにもならないということを申し上げて、納得はしてなかったんですが帰っております。そこで社会体育ですが、他の中学校の体育館も社会体育に利用させているんですが、一応社会体育をやっても今までケガとかなかったようで、私達もそういうようなところに利用する場合にはそのような点にも気を付けて利用させていきたいと考えています。

○ 7番（山川正行君） 同じ質問ですが、普通、体育館の面積という場合に1階の面積だというように理解していいですか。

○ 教育長（宮城松一君） 1階の面積だけです。2階は全然面積に入っておりません。又、今のところ造る予定もこれに入っておりません。

体育館の面積は体育の床面積ではなくて、そこに付随している舞台や更衣室とか全部入っ

ています。

それが体育館の面積となっています。

○ 7番（山川正行君） 統合時の計画の中で十分なる施設を造って教育効果を上げるというのは今の面積に該当するわけですか。

○ 教育長（宮城松一君） 理想としましては最初から1,300平方メートルの予定で、これ以上の要求というのはなかったわけですが、そのぐらい造ったら今の村として或いは学校としては理想的な体育館ではないかというようなことで目標は1,300にしていたわけですが。しかし、村の財政の問題で目標よりかは面積が落ちたということになるわけです。

○ 7番（山川正行君） 今おっしゃる1,300というのは2階も含めてということですか。

○ 教育長（宮城松一君） 前の計画では舞台の両サイドに放送室とかを考えていたようがあります。1,300あれば中学校の体育館としてはいいのではないかとということで目標を1,300にしていたわけですが。

○ 7番（山川正行君） 過疎計画の中で1,200というのは議会で可決されているんです。その場合の1,200というのは床面積を指しているんですか。

○ 教育長（宮城松一君） その時点からは1階の面積しか乗せておりません。

○ 7番（山川正行君） それが統合時の理想的な考え方であったと思うんですね。この前校長やPTA会長がみえた場合には最低1,190は必要という強い要望があったんですが、体育館というものを個人的に先生方に聞いてみますと大体1,150ぐらいあれば使えるのではないかと聞いていたわけですが、具体的な説明を聞いてみますとやはり1,190はないといかんという説明があったわけです。過疎計画にも1,200とあるし、これぐらいは努力出来ないかなあと思うわけですがどうですか。

○ 教育長（宮城松一君） PTAや学校、或いは各種団体の方からも出来るだけ1,300に近い面積を造ってくれという要望もございまして、村当局にもお願いしたわけですが結局は財源の見通しがつかないということでこういう面積に落ちついています。

○ 7番（山川正行君） この1,147.5平方メートルについて学校関係者の説明を聞いてみますと将来悔いを残すと聞いているわけです。そういう現在の面積では悔いを残すということですが、教育長としてはどう思いますか。

○ 教育長（宮城松一君） 各市町村で体育館を造って大体このぐらいでいいのではないかと行って村民も納得して造った体育館が、これで十分であったということはないようでありまして。もう少し大きく造っておけば良かったという声は何処の市町村でもあるようでありまして。そういうような点を言われたのではないかと私は考えるわけですが、今のところ私としてはあっちこっちの体育館を見て来て、中学校の体育館でこれより狭いものを使っている学

校もありますし、各学校を行ってみたら出来たらこれよりは大きく造った方がいいですよと各校長も申されております。そういうことからして理想的となるということと大きなものが理想であります、国頭中学あたりは約1,400あるんですが、これよりは大きく造った方がいいですよという言い方をしておりますし、やはり造るとなると欲が出て来て大きなものに目を向けるのではないかという気がいたします。確かにこれだけでは悔いを残すということをお願い上げたのもあっちこっちのことを聞いてのことではないかと思えます。

○ 9番（松島重克君） この中学校の屋内運動場の建設に当りまして、委員会は将来講堂兼用にも利用しようというお考えをお持ちでしょうか。

○ 教育長（宮城松一君） 今のところは体育だけでなく文化的な集会場も兼ねた体育館と考えております。

○ 9番（松島重克君） いわゆる講堂ということになりますか。

○ 教育長（宮城松一君） 集会もするし、演劇或いは講演もするし、そういうふうなものになると考えています。

○ 9番（松島重克君） 今のご答弁では学校関係でいわれるところの講堂というように理解されるのではないかと思いますので、この中学校の現在の計画は屋内運動場兼講堂と考えてよろしいですか。

○ 教育長（宮城松一君） 今まで造られた体育館が殆んどそうでありますし兼用になると考えております。

○ 9番（松島重克君） そうなると当然講堂兼屋内運動場ということで設計がなされると考えていいですか。

○ 教育長（宮城松一君） 屋内運動が出来るように重点に設計させて、講堂は従の方に設計の段階で考えていきたいと思えます。

○ 9番（松島重克君） 主は屋内運動場、従が講堂ということですが、いわゆるそれが屋内運動場兼講堂として利用しようということになるわけですね。そうしますとこの屋内運動場が完成した場合には十分講堂としての機能もあると考えてよろしいですね。

○ 教育長（宮城松一君） 講堂の機能は果すかも知れませんが、主が体育館でありますので十分とは言えなくても講堂も兼ねて使われるということは考えています。

○ 9番（松島重克君） 講堂としても利用出来るということですのでそういう設計の基に造られ利用されるということになりますと、委員会はそういう施設も含めて整えられと受け取ってよろしいですか。

○ 教育長（宮城松一君） 体育館としても完成と同時に十分な体育に利用されるというものかどうかと思えますし、出来た時点ですぐ講堂にも十分使える、体育館にも十分使えるとい

うこと無理じゃないかと考えます。しかし、将来はそういう方向に持っていきたいと思いません。

○ 8番（崎山喜弘君） 小学校費の学校建設費の15節に津渡小学校ペンキ塗り替え工事費が全額補正減になっておりますが現場を見たところはたしてペンキだけで屋根がもつのかどうか。どうお考えですか。

○ 教育長（宮城松一君） この件につきましては去年業者を呼んで調べてもらったわけですが、今の時点であればさびを落して塗り替えるというと5、6年或いは7、8年はもつだろうということでしたが、日数が経つにつれて私達も不安で、これを放っておくとしまいににはぎ取って新しい屋根を造り変えなければいけないのではないかという気がいたします。来年にでも回されるとどうなるかはっきりした見通しはまだついておりません。

○ 8番（崎山喜弘君） 調査に行った時点でも天井に穴があいているわけです。そして雨の度にたらいを置いている状態であります。そうしますと体育館は床が肝心でありますのでフローリングが腐って来るわけです。そういうことを考えた場合早目に修復する必要があると思いますがどうですか。

○ 教育長（宮城松一君） これも本当に急を要するものであります。便所と両方やってもらったら理想的であります。村の財政の問題であれもこれもというわけには出来ませんし、どちらか一方にしぼれと言われた場合には委員会としましても便所を先にしようという話し合いがこの前の委員会で持たれましたので、今のところがまんをして待っておこうという状態です。

○ 13番（平良嘉清君） 水産振興費の15節に塩屋漁港海岸保全施設工事請負費追加分として4,500千円ありますが、この延長についてお伺いします。

○ 経済課長（仲村順三君） 現在、県からの指令が来て単価のはめ込み作業をしております。はっきりした延長はまだ出ませんが500メートルから540メートルは出来るのではないかと思います。

○ 13番（平良嘉清君） これは何年次までに終るか。

○ 経済課長（仲村順三君） 先程のものを50メートルから55メートル程度に訂正いたします。はっきりした年次は県の割り当てによって決まるので、今の調子でいけばあと2か年ぐらいはかかるのではないかと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時12分）

再 開（午前11時54分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

5番退場。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時54分）

再 開（午後1時29分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第30号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号 昭和56年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時30分）

再 開（午後1時41分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

目今全員発議により議案第31号 大宜味村畜産（豚）汚水処理施設の管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例が提出されています。

この際これを日程に追加いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、議案等31号は日程に追加されました。

日程第2 議案第31号を議題といたします。

おはかりいたします。

本議案は全員発議でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひます。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よつて、質疑討論は省略されました。

これより議案第31号 大宜味村畜産(豚)汚水処理施設の管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よつて、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後1時43分)

再 開 (午後3時46分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今、全員発議により意見案第1号 非核三原則の堅持と核兵器持込みの疑惑に関する意見書が提出されておりますので、この際これを日程に追加いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よつて、本案は日程に追加されました。

日程第3 意見案第1号を議題といたします。

おはかりいたします。

本意見案は全員発議でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひます。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よつて、質疑討論は省略されました。

これより意見案第1号 非核三原則の堅持と核兵器持込みの疑惑に関する意見書について

採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩（午後 3 時 48 分）

再 開（午後 4 時 57 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

以上をもって本日の日程全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

散 会（午後 4 時 58 分）

第2回大宜味村議会定例会会議録

(第6号) 昭和56年7月1日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和56年7月1日 午前10時00分)

散 会 (昭和56年7月1日 午後5時30分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 玉城一昌君	9番議員 松島重克君
2番議員 平良真光君	10番議員 前田貞四郎君
3番議員 山城宗喜君	11番議員 前田福正君
4番議員 山川保清君	12番議員 東武郎君
5番議員 平良実君	13番議員 平良嘉清君
6番議員 福地善雄君	14番議員 親川富二君
8番議員 崎山喜弘君	

3. 欠席議員 (1名)

7番議員 山川正行君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	根路銘	安昌	君	税務課長	宮里	盛順	君
総務課長	崎山	勝正	君	経済課長	仲村	順三	君	
厚生課長	稲福	幸三	君	建設課長	古我知	清	君	

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	山城	保雄	君	書記	前田	孝	君
------	----	----	---	----	----	---	---

6. 議事日程（第6号）

日程第1 一般質問

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。
暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時12分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
これより一般質問を行ないます。
通告順により質問を許します。

- 9番（松島重克君） 採石跡地の現在の利用状況につきまして、最近現地を見ておられますかどうか。

- 総務課長（崎山勝正君） 昨日現地を見て来ております。

- 9番（松島重克君） 私も現地を見たわけですが、あの現地を見ますと少年達のオートバイによる暴走行為、或いはシンナー遊びが行なわれているようであります。そしてこういう不良行為は非常に危険であると痛感したわけですが、前に保養センター用地でもマスコミが取り上げまして、我々としては肩身の狭い思いをしたわけですが、そういうことでは困るという感じを持っております。

そこで従来から何回も議会で取り上げられていますこういう問題の管理対策について当局はどのようにお考えであるのかお伺いしたいと思います。

- 村長（根路銘安昌君） 確かに石山跡地の広場の管理はしっかりしてないわけです。その件につきまして管理をどうすべきであるかということでこれから検討しようということでございまして、今、十分なる管理対策をどうするというはまだはしっかりしておりません。

- 9番（松島重克君） この件についてはかなり以前から管理について議会で質疑がなされているわけです。

これはやはりこういう少年達の不良行為の場になる恐れもあるということを含めてそういう指摘がなされたのではないかと思うんです。事实现場をご覧になったら分かります。オートバイが暴走した跡がはっきり出ておりますし、高い所からジャンプしている跡の形もあります。少し離れた所にはシンナーを入れていたビニール袋があります。だからこういうことが巷ではうわさになっている。当局は現在までそういううわさを察知出来なかったのかどうか。

- 総務課長（崎山勝正君） 日日は定かでないが、塩屋駐在の方からこういうふうな事実

があるからという通告を受けております。

その時も助役を含めて職員2、3名現場を確認しに行きまして、これは早急に対策を考えなければいかなあという話し合いをしたわけなんです、その後それについての話し合いは先程村長が申しましたようにしておりません。

○ 9番（松島重克君） その筋からの話もあったということですが、その話があつてからかなりの日数が経っているのではないですか。だから問題の性質を考えた場合にそういうように管理対策を考える時間をかけていい問題であるかどうかということですね。暴走行為は非常に危険でありますし、シンナー遊びも危険であります

やはり問題が起つた時点ではその責めは管理者に問われるというのが常識ではないかと思うんですがね。そういうことから考えますと、今までのように時間をかけられてから考えますではいけないと思います。早急な管理対策を立てる必要があると思いますがいかがでしょうか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 確かにご指摘のとおり早急に対策を立てべきだということで、とりあえず立て看板、或いは鎖等を張りまして暴走行為が出来ないようにをしようじゃないかと、昨日も帰ってから職員と話し合いしております。

○ 10番（前田貞四郎君） 村道、集落道の整備の施工順位はどういう基準で決めていますか。

○ 建設課長（古我知 清君） モデル事業については当初から順位というものは決定しておりません、今までの経過からしますと来年度でモデル事業は完了するという形になっています。結局7か年計画ということで当初の計画は樹立されておりますので、そうしますと来年度で本村全体が完了しなければいかなあということで、我々としては県からの遅れているから見直ししなさいという指示がありませんので、あくまでも残工事は年度内で終るんだという報告しか出せませんので、結局は県に出している資料においても57年で終るという形でしか資料としては出しておりません。ということは、現在までにモデル事業が56年度予算までに46.8%、そしてまだ53.2%というのが残っているわけです。こういうことで順位というのを決めて施工出来るような状態でないということがはっきり言えるわけです。我々が採択する場合に、翌年度事業を採択する場合に現在まで施工した段階では大きな事業をひとつ取って、そして更に残りの予算をこの事業量と予算と合うような配分で早急にやらなければならないか所は何処かという形でしか配分しておりませんので、だから予算とも見合わせて緊急度というのも見合わせて、車両の進入が困難だという所を取り上げていこうという形でやっているわけです。それから排水においても終末処理が可能かどうか、或いは集道においても用地の確保が可能かどうか、そこ等辺を全部見合わせてやっているんで用地確保困難な

か所も集道調査において沢山出て来ているんです。それから排水においても終末処理の計画のない所に排水の設定がされたりしているか所が大分あるんです。そういった所はそういったものを検討しながら施工している状態で、結局本年度においても1億5千万円という金額は来ておりますが、これも汚水処理施設事業に大きな予算が投入されますので、結局は集道、集排については遅々として進まないという形でおります。しかしながら大きな事業と言っても56年度で殆んど終わりますので、57年度からは何とか集道、集排に重点をもっていけるのではないかというような感じで、結局、今のところ何処が何年度にやるという順位決定というのは難かしい段階にあります。

○ 10番（前田貞四郎君） 喜如嘉事務所前から6班に通っている道路は今年は特に干ばつなものですから、そこは農道にも通じていますし車の往来が非常に激しいんです。最近ではほこりがいっぱい戸を開けておれないんです。だから朝晩ホースを道まで出して散水している状態なんです。事務所の前などは毎日3回から4回散水しないととおれないという状態なんです。

早急にここを整備する考えはないか。又、早急に出来なければ応急処置として廃油をまくなどの処置は出来ないか。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かにごみとかが家庭内に入って来ることが予想されるわけです。本年度にはご承知のように計画されておりません。それで57年度が予算がどう付いて来るかということもありまして、生活面とかに支障を来たしている所は優先的にやらなければいかんということは考えているんですが、予算の付き方によるわけですので、予算が目処付いてそのようなもの考えて検討したいと思います。現在のところ応急処置ということは考えておりません。

○ 10番（前田貞四郎君） 応急処置するにはそんなに沢山の金はかからないと思うんです。何とか考えてもらいたいと思いますがどうですか。

○ 建設課長（古我知 清君） 防塵処理のために廃油処理をなささいということですが、私達の現在までの経験からして廃油処理というのは余計公害の発生度が高いというふうに言われております。それでもし防塵処理をするのであれば3センチ以下のアスファルト舗装というのが防塵処理の対象になるわけです。ですからそういうことで前にもよく旧1号線あたり廃油処理していましたが、特に住宅地域において廃油で処理したか所は住宅地域からの問題提起が大きかったわけです。そういうことで防塵対策として廃油処理というのは極力現在のところ使用しないというのが一般的な常識になっておりまして、今アスファルトやる前に薬剤をまきますが、それさえも長く放置してはいかんという条件が加えられておりまして、現在おっしゃっている廃油処理というのは検討しておりません。

○ 10番（前田貞四郎君） 廃油処理は公害があるということであればそれは止めてもらって、防塵処理として3センチのアスファルト舗装は考えてないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 現在のところその計画ございません。

○ 3番（山城宗喜君） 昭和55年度予算において水質検査の予算が計上されていますが、本村においては沖縄県公衆衛生協会に依頼して水質検査を行ったことと思います。

そこで、検査結果が出ていると思いますので具体的にその状況のご説明をお願いいたします。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 水道水の水質検査は一般項目を実施しているわけですが、13か所の内6か所は飲料水として不適合であると、あとは飲料水として適しているわけですが、大腸菌群でも6か所程度は出ているわけです。飲料水が不適合となるのは大腸菌群の一定数値計算によるわけですが、飲料水の塩素消毒は各部落とも簡易水道の管理者がやっているわけですが、不適合の所は塩素消毒を引き続きするように指導したいと思います。保健所においても毎年夏場に向けて水道管理者の健康診断を実施し、消毒を常時するよという指導をしているわけです。本村としては現在飲料水としてはいい結果が出ています。

○ 3番（山城宗喜君） 従来よりは良くなったという感じを受けるわけですが、しかし、全ての飲料水がマイナスの判定が出なければならないと思います。参考までに申し上げますと、大腸菌が大量に摘出される飲料水は赤痢、消化器系伝染病の原因になると言われております。その対応策として塩素消毒を実施する必要があると思いますが、只今のご答弁の中に触れておりますが、具体的にこれからの計画についてご説明願います。

○ 厚生課長（稲福幸三君） これは毎年同じことなんですが、本村の水道水の場合塩素消毒しなければ全水道が飲料水として不適合になるわけですから、消毒することによって初めて飲料水として適するし、我々は機会ある毎に簡易水道の管理者に対して消毒を奨励しています。これは今後も引き続き住民が安心して飲めるように塩素消毒をしていくように督励していく考えです。

○ 3番（山城宗喜君） これまで村の予算で滅菌器を配給した状況をお伺いしたいと思います。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 塩素を無料で配布したことはございません。我々が塩素を提供する場合には伝染病の発生の恐れのある時、或いは疑似赤痢患者が発生したという情報が出た場合にしか提供してないわけです。

平常の場合は予算の都合もありましてやっておりません。

○ 3番（山城宗喜君） 常時清潔保持対策のこととして私が考えていることは、タンクのしゅんせつ作業であります。これは適宜しゅんせつ作業をいたしまして常時清潔な水を溜め

ていくということと水源地の水が常時清潔に保持されているかどうか。常時水源地の清潔な水を確保するためには各部落にも啓蒙する必要があると思いますがどうですか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 飲料水の問題については簡易水道のある地域の管理者に、地域住民に良い水を供給するためには取水する周辺の清掃とかタンクがろ過出来ない状態であればろ過するとか、絶えず良い水を供給出来るように我々は機会ある毎に管理者に対して指導助言したり督励しています。

○ 8番（崎山喜弘君） モデル事業は57年度までという年度がありますが、まだ残り分が50%以上もある関係ではたして2か年で出来るかどうか気になりますが、農村総合整備モデル事業は実施計画どおり計画年度内で全ての事業が完了する見通しがあるかどうかお伺いします。

○ 建設課長（古我知 清君） 先程も申しましたように、今年度までに46.8%です。それから残事業が53.2%と、結局は6か年で半分も到達してないと、そうすると指定期間はあと1か年と、1か年の間に現段階の残予算で8億7千4百万という金が残っておりますので、それだけの事業が一举に出来るとはどうしても考えられません。それで年々予算の配分が下がって来ておまして、現在までの配分の推移状況から見ますとまだまだ遠い問題でないかというふうに考えられます。

51年初年度を100とした場合に金額においては142になっておりますが、これが物価上昇率にも当らないといったような状況でございまして、結局は事業量においては現行の計画どおり全てやっていけるかも知れませんが、中には非常に困難な状況の地区もあるわけです。と言いますのは用地問題、排水路の計画の見直しとかがあります。排水あたりで終末処理を検討しないと排水計画がされているか所も大分あります。ですからそういった所も53%の残りの中に入り込んで来ているという状況で、施工の条件を整えながら工事を進める以外にないということで、先程も申し上げましたように順位というのは今のところ計画はされてないということです。

それで残事業が大きいということです。その2点において県や国の対応が今後どういうように出て来るか、そして57年度で区切りがつけられますので、57年度以降の残事業に対しての見直し計画が県と国の方でどういうふうに対策を取るかという問題の県から指示がありませんので、おそらく来年度あたりでそういう問題も提起されてくるのではないかというように考えまして、今のところ当初年度内の完了ということはありませんということですので。

○ 8番（崎山喜弘君） 計画外についての見直しとかは考えられますか。

○ 建設課長（古我知 清君） 計画外の見直しというのは原則として出来ないと言われておりますが、その辺の調整についても県と相談したところ流動的ですので、一説では本村全体

がモデル地区であるんだという判断を下す面があり、一説では当初計画に乗ったものがモデル事業のか所であるといったような判断のし方がありますので、その辺も併わせてこの事業の延長問題と絡みまして、その辺も統一しなければいかん問題だというふうに考えます。

○ 8番(崎山喜弘君) 饒波部落内の農業集落道整備No.18路線名4-2 同上No.19路線名4-3、農道整備No.6 路線名4-5、農業集落排水施設整備No.35系統名4-1、同上No.36系統名4-2のか所も当初計画では57年度には施工やらなければならないだろうということになると思いますが、現段階において当局の事業年度の計画がありましたら計画年度等についてお伺いいたします。

○ 建設課長(古我知 清君) 先程も申し上げましたとおり個々についての順位決定はなされておりません。今おっしゃった地区も非常に問題が多い地区で、我々の資料の中では用地問題が大きな難色を示しているか所でございます。

排水路においては用地がかかりませんので、集道農道については大きな難色を示しているか所です。

そういう問題を部落と地主と用地についての解決方法を見出していかんと施工までこぎつけないか所であるということです。それについては私モデル事業を引き継ぐ時点でそういった問題を全部調査しまして一応チェックしてあります。そういった問題地は問題解決を進めながら事業計画に乗せないと、施工の段階で用地の未解決とかが出て来ますと事業遂行上問題がありますので、饒波地区においては潰地の派生する事業については他の地区と違った問題点が残されているということです。

○ 8番(崎山喜弘君) モデル事業の計画がなされましてから饒波部落では潰地の地主の承諾の印鑑ももらったということが言われておりましたが、そういう点については問題はないと思いますが、それから4-3のか所が村道が舗装されまして集落道との段差があるわけです。

そこは出入りのしやすいように部落で埋土をしているわけですが、そういう点を考えますと関連したか所はやはり早目に施工すべきではないかと思うわけですがいかがでしょうか。

○ 建設課長(古我知 清君) そういう関連か所となりますとそこだけでなく村全体につながる問題でして、先、用地の問題印鑑押したからそれによろしいかというところだけでもないわけです。宅地が銀行の抵当権の中にあったり、それを解除するだけの資力があるかどうか本人達の理解も必要になって来るわけです。用地の問題だけではとどまらないか所が出て来るわけです。用地問題においては、ですからそういう諸々の問題が処理出来るという目処が立たないと事業着手というのは困難だということです。ですから関連性をもたすとなると、集道においても今幹線しか整備されておきませんので、それから延びる支線については

何処のか所も同じ条件であるということです。ですから我々としてもこのモデル事業を進める段階においては先ず用地問題、緊急侵入が可能かどうかという問題を含めて検討しているわけで、特に大きな事業を早目にしようということと、そういった問題を検討しながらやって来ているので、緊急度と言わせれば全体が緊急度ということになるのではないかというふうに考えているわけですが、そういう中で予算の制限がございますし、一挙に沢山やれと言ったところで来年度事業はどういうふうな予算の割り振りがされて来るか分かりませんので、毎年モデル地区というのが全国的に増えて来ているわけです。ですから国の予算の伸びというのはない上にか所が増えるということは、結局、割り当て予算が次第に減って来ているわけです。ですから今まで特に大きな事業だけに主体をおいて来ましたが、これを終りますと集道集排にウエートがかかって来るのではないかと見ていますので、その場合の施工に当ってはスムーズに出来る、或いは緊急性がどういふふうになっているかを検討しながら事業を進めていきたいと思っています。

○ 13番（平良嘉清君） 村内でモズク栽培しているのが12、3名いると聞いています。現況について当局はどのようにとらえているか。

○ 経済課長（仲村順三君） モズク栽培始めて3年になります。当初から去年までは値段も順調で栽培に取り組んで来たんですが、今年の収穫期になりまして値段の下落、或いは買い手が少ないという関係もあって、流動的な産業だというとらえ方であります。

○ 13番（平良嘉清君） モズク栽培について約20万から30万の投資を漁民の方はやっているようです。そしてその労務というのは約80日から100日という労務提供をされているんです。ですから60万以上の投資がされているという結果になっておりますが、ご承知のように現状では去年の半分だと、そうしますと投資した額全体で生産したものの売り上げ額であると、労務投資というのは零だということになるわけです。

そういうことになっておりますので漁民の問題はどうしなければならぬかということになるわけですが、それについて、イ流通問題について、ロ栽培面の行政指導について、ハ赤土汚染の対策について3項目についてお伺いします。

○ 村長（根路銘安昌君） 流通の問題についてですが、これについては漁業協同組合とか組織を通じて考えるのは当然だと思っているわけです。ですから流通をうまくするためには漁協、或いは漁連が計画的な栽培、それによりましたところの流通の円滑なことを考える必要があると思うわけです。流通の問題につきましては沖縄全体的な問題でありまして、漁連あたりが真剣に取り組むべきだと思います。

栽培面の行政指導につきましては、これも漁協という組織の中で指導やるべきでなかろうかと、町村自体がモズク栽培そのものにつきましての技術的な問題、或いは見通しとかが十

分ないわけですし、やはり組織を通じてやるべきではなかろうかと思うわけです。

更に赤土汚染の対策についてでございますが、これは確かに問題あるかと思えます。我々としても調査をしてどうするかということで、まだ入っていないわけですが、実態を把握してみたいと思っているわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 流通問題については村民の漁業者の力には限度があるわけなんです。行政サイドでもって流通面の打開ということは漁連関係のシステムの状況とか関係している町村の長としての対策、これに対するところの本土の情報システムというのが行政サイドでもって村民の出来ないような面をカバーするというのが行政サイドの責任ではないかと思うわけです。

漁民は来年度もやるということをおっしゃるので、そのような面に対しましてもどのような対策でもって村の行政サイドからした場合にテコ入れしなければならんかということとは自ら生れると思うんです。これを抜きにしてこれはひとつの経路だということで押し付けるとことはひとつの責任の回避みたいな考えだと私は思います。

そこで、それについてはもっと村の行政サイドで出来るような範囲のテコ入れは出来ないものかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程も申し上げましたように漁業者の方達は組織を持っているわけです。はっきりしたことは分かりませんが漁協あたりでも年間計画というものを持っているのではないかと思います。そういうふうな面を通じて流通の面、更に栽培技術の面もやっつけていかなければいかんのではないかと考えているわけですし、流通関係、新聞あたりを見ても今年あたりは確かに動きがなぶいということが報道されておりますが、それは行政で解決出来るものではありませんし、やはり組織を通じてやらなければいかんのではないかと思います。

○ 13番（平良嘉清君） 村長はモズク栽培に関係している町村の数をご存知でしたらお伺いします。

○ 村長（根路銘安昌君） モズクを作っている町村の数がいくつあるか資料ありません。

○ 13番（平良嘉清君） 私は非常に遺憾に思うわけです。モズク栽培に関係している町村の数はお分かりにならないとなれば町村の段階で結束してやるようなことが可能でないというひとつの判断が生れると思うんですが、赤土汚染については具体的に検討するという段階ですが、どのような対策を取られるか。

○ 村長（根路銘安昌君） 汚染源となるもの、汚染の実態等をこれから調べてみたいということなんです。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩 (午前11時07分)

再 開 (午前11時12分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

○ 9番(松島重克君) 未墾地取得資金と証明発行についてかなり疑問の趣があるようですので、この際お伺いしておきたいと思うわけであります。

先ず未墾地取得資金の性格というものはどういうものであるのか。

○ 経済課長(仲村順三君) 性格ですが、これは復帰前に米穀資金というのがありまして、これを農業関係の事業に貸付けるというふうな仕組みで、未墾地取得のために農協の方から貸付けるということになっております。

○ 9番(松島重克君) この制度は現在も継続されているわけですか。

○ 経済課長(仲村順三君) この制度そのものは現在はありません。現在あるのはやや似たもので未墾地取得資金の制度資金がありますが、資金の貸付け条件が相当変わって来た制度は現在あります。

○ 9番(松島重克君) 現在お尋ねしております未墾地取得資金の融資を受ける場合は何か条件とかあったわけですか。

○ 経済課長(仲村順三君) 条件等について良く分かりませんが、農用地を造成するために未墾地を取得する場合に貸付けするというので、その条件等の詳しいことについては良く存じておりません。

○ 9番(松島重克君) そうしますとその内容や条件等が分からなくても、その当時支障がなかったわけですね。証明発行に関して。

○ 経済課長(仲村順三君) この証明発行したのは村有地払い下げとの関連で農協の方に資金あつ旋ということで農協の方が相当ご協力いただいて村有地払い下げ者に融資をすることということで、そういうふうな条件というのは証明発行に際してはそういうふうなことで証明発行したので、条件等については詳しく発行に際して村としては制限をしておりません。

○ 9番(松島重克君) 私のお聞きしているのはそういう条件等が分からなくても証明の発行に関して支障がなかったのかどうかをお聞きしているわけです。

○ 経済課長(仲村順三君) 支障があったというふうなことも聞いておりませんので、村としては農協の貸付け者に対する農協からの要請で村から証明書をもって来いということで証明発行したので、支障があったということも聞いておりませんので支障なかったと理解しております。

○ 9番(松島重克君) そうしますと当局からすると発行、受ける側からしますと交付してもらうためにどういう手続きを取っておられるかということになるわけですが、先程農協

からもらって来なさいということで発行されておられるようですが、やはり証明を交付されるにはそれなりの手続き等が要るのが役所の従来の形でなかったかと思うわけですが、それ等の手続きはどういうようになされておりましたか。

○ 経済課長（仲村順三君） 農協から役場に直接この証明必要であるので発行してくれないかということではなくして、借り入れの方から直接、この証明発行10年も前でありますので書類を見てもみますと部落単位で証明を発行しておりますので、その手続きについては借り受け者が村の窓口に来て係が連名で決裁を受けて証明を発行しているという状況です。

○ 9番（松島重克君） そうしますとこの手続きは我々が受付けで住民票とかをもらう場合に交付願い書くわけですが、そういうようなものはなくて証明を交付してもらう方が直接係と話し合いして交付してもらうというようなことであつたんですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 証明交付申請書という書類がないので、その当時取り扱った職員に聞いたら書面上の交付申請というのはなされてないということです。

○ 9番（松島重克君） だから他の証明の発行のように交付願いを出さないで担当係に証明お願いしますというようなことで証明が発行されておったのかどうかということを知っているんですがね。

○ 経済課長（仲村順三君） 担当の方に聞いたらそういうふうな方法でやっているということなんです。

○ 9番（松島重克君） この未墾地取得資金の融資に当っておよそどのぐらいの証明が発行されておりますか。

○ 経済課長（仲村順三君） 76名に証明発行しております。

○ 9番（松島重克君） その中で貸地している人にも交付されておりますか。

○ 経済課長（仲村順三君） はい、発行されております。

○ 9番（松島重克君） これは何名、或いは何件ですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 貸地している者に証明発行したものが何名であるか調べておりませんのでご返答出来ませんが、調べれば分かります。

○ 9番（松島重克君） これは調べて後程お聞かせ願いたいと思います。

そこで証明発行のミスがあつたということを知ったことを前の村有地無断耕作の件の質疑応答の中に出て来ているわけですが、この証明発行のミスについて具体的な説明をお願いしたいと思います。あの時点であるかと思つたんですが証明発行についてミスがあつたという程度の説明で終つておりましたので、改めてこの証明発行のミスについて具体的な説明をお願いしたいと思います。出来れば例を挙げて分かり易くお願いしたいと思います。

○ 経済課長（仲村順三君） この証明の発行は金額と面積と借り入れの時期等を記載した

証明であります、その金額も面積も予定という形で証明しておりまして、それが必ずしもそのとおり借り入れや面積がなされたかについては調査しておりませんので、その金額や面積、或いは借り入れ等の時期は農協で調べれば分かると思いますが、そのとおり出来てなければミスということになるか、そこ等辺り予定面積予定金額という形でやっておりましたので或いはそのとおりの金額、面積になってないし、差があったのではないかとということで、ミスという解釈にすればミスだというふうに考えるわけです。

○ 9番(松島重克君) 証明発行においてのミスということは担当課長あなたがおっしゃっておられるんですよ。そしてこのミスは大きいミスであったということはあなた自身がおっしゃっておられるんですからこれは念頭においていただきたいと思います。

そこでこの証明発行のミス、証明発行のミスと言うよりもある面から言うと不正証明の発行と言う懸念も生れて来るわけです。これに該当するものは貸地のものだけであるのか。払い下げ地域設定された地域のものもこのミスの中に含まれているのか。

○ 経済課長(仲村順三君) この証明発行については払い下げ者が役場に来て係と話し合いをして、面積の基準は大体貸地していた面積、払い下げ希望する面積ということで係の方は証明したということになっています。

○ 9番(松島重克君) だから現在証明発行に際してミスがあると、このミスに該当するものは貸地していた土地を指すのかそれとも払い下げ設定された払い下げ予定地までこのミスに入っているのか。いずれですかと聞いているんです。

○ 経済課長(仲村順三君) これはあくまでも払い下げ予定面積というとらえ方でありますので、貸地以外の所にもかかっていると思います。

○ 9番(松島重克君) 設定内の土地に対しましては当然証明発行する根拠はありますね。ところが貸地については証明発行の根拠はないわけでしょう。だからこの証明発行のミスというのは貸地している人の証明を発行したからミスであるというように我々理解しているんですがね。払い下げようとしている設定内の土地までミスが出ているのかどうか。これを聞いているんです

○ 経済課長(仲村順三君) ごく一部ですが払い下げ設定外にも含まれているというふうに解しています。

○ 9番(松島重克君) 今の答弁分かり難いんですがね。設定内の土地については証明発行は立派に根拠があるわけです。しかし、貸地の土地に対しては証明発行の根拠がないわけですね。だから貸地のものに限ってミスが起っているのか。或いは設定内で払い下げ予定しておる根拠のあるものもミスが出ているのか。これをお聞きしているわけです。

○ 経済課長(仲村順三君) その貸地していたか所が払い下げ地域設定外にあります。そ

れで設定外の所は払い下げしておりませんが、証明そのものに区別がはっきりされておりませんので、その辺の解釈良く答弁出来ませんが、設定地域内に貸地しているものについての証明発行、それから地域外に貸地しているものにも証明発行と先程も申しあげました証明の面積が地域内だけのものであるのかその辺調査しておりませんが、おそらく払い下げ地域設定内にあるものについての証明の発行と思うわけです。

○ 9番（松島重克君） 分かり難いので確認いたします。今のお話からしますと設定地域内にある所の貸地している分に関しては証明を発行したと、これは根拠があると思います。これは払い下げ予定地として設定されておりますから。だから担当課長が大きなミスをお犯したというのは設定外の貸地についてミスがあったということをお前の議会で言っておられるものですから確認のためにお聞きしているわけです。そういうことでよろしいですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 証明発行の時の面積が設定外にも及んでいるというふうな、面積からおしてそういうふうな証明の発行が1件今はっきり分かっているものがあります。

○ 9番（松島重克君） 今おっしゃった1件というのは前の議会で担当課長が、確かに払い下げ地域外の資金借入れの証明として発行したことは関係した者としては大きなミスをしたものと反省していると、これ以外のものであるわけですね。

○ 経済課長（仲村順三君） 前の議会での答弁以外ではありません。

○ 9番（松島重克君） あの答弁以外ではないということは何を指しているわけですか。あの時の答弁と同じものであるということですか。あの時の答弁ではこのミスをお犯した証明発行の土地は設定外の土地であるということだったんですよ。だから設定外の土地に対して未墾地取得資金にかかわる証明を出してしまったことは大きなミスだったと言っておられるんですが、今のお話からするとややこしくなっているんです。どうですか。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時42分）

再 開（午前11時51分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 経済課長（仲村順三君） 払い下げ地域内との連結で払い下げ地域外まで証明を発行したということで、後で確認したら面積の差が出て地域外まで含まれていたというふうなことであります。

○ 9番（松島重克君） 私は証明の内容見ておりませんから分かりませんが、何か所かの土地をいっぺんで証明するにおいても区分けはされていると思うんです。何林班の何小班の何処の土地と何処の土地と、或いは林班のものであればそこに書いて、そして最後に合計と書かれているから自ら明確なんですね。自ら設定内設定外というのは明確だと思うんです。

そこでこれも確認ですが、前の議会でおっしゃった払い下げ地域外にも資金借入れの証明として発行したことについては関係した者として大きなミスをしたと反省しているというのは、結局、今おっしゃったものに該当するものであってこれ以外にもミスを犯したというのがあるわけですか。

○ 経済課長（仲村順三君） それ以外にはないと思います。

○ 9番（松島重克君） そうしますと1件と、先程は何件あるか分からんとおっしゃっていましたが1件ということになりますね。これははっきりしておかなければいかん問題だと思います。

そこでお伺いするわけですが、この無断耕作の問題の調査に当られたわけですが、この問題の解明のために相当長時間かけて調査に当られたわけですがその時点でこのような問題が出て来なかったかと思うんです。これは非常に重要な問題の焦点になる問題なんです。その時点でそれについて調査されなかったのかどうか。

○ 経済課長（仲村順三君） その無断耕作の問題が出た時点でいろいろ調査した段階でこういうふうなこともあったと確認したわけです。それで無断耕作というのも位置づけたということです。

○ 9番（松島重克君） そうしますと無断耕作の時点で調査されておられるならば十分検討なされておられると思うんですがこういう問題が起った原因は何であると判断されますか。

○ 経済課長（仲村順三君） この資金の借入れの時点で証明を発行したから無断開墾が生じたということには理解しておりません。

○ 9番（松島重克君） この証明を発行したから無断開墾が発生したと、私もそうは申しとおらないんですよ。しかし、問題を複雑にしたというのは事実であるわけです。出すべきでない証明が出されたために問題を複雑にしているということは言えるんじゃないかと思えます。

だからこれを発行したから無断開墾が発生したとは言えないということは先程の私の質疑に対する答弁としてはおかしいのではないですか。そういう答弁であればそれで結構ですが、無断開墾の調査の時点でこの問題が深く掘り下げて調査されなければいかん問題なんですよ。何故ならば、5名の該当者の中にはこういう証明があるからやっているんだということもおっしゃっておられる方もおられるんですよ。だからこういうような問題を発生させた理由は何処にあるのかと、何故こういうようなミスのあるある方面から言えば不正証明が発行されたらと、その発生源は何処にあるのかと、これをどう判断されているのかということですがね。

もう一度お伺いしますが、無断耕作の時点においてこの調査はどういう顔ぶれの方がされ

たのですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 無断開墾あるかないかの調査ですが、現在担当している者と村の職員でない元の関係者、村の職員である元の関係者と私の4者で調査しました。

○ 9番（松島重克君） 今の答弁おかしいですよ。無断耕作の問題が議会で提起された後、当局はこの問題について詳しく調査しましょうということで調査をされたわけですがね。だからこういう証明発行のミスが出て来たとおっしゃっておられるわけですから、じゃあそういう調査をどなたがやったのかということなんですが辞めた職員までやったんですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 私が先程答弁したのは無断開墾であるかないかの調査をやったと答弁しましたので、証明に対する調査は直接事務を担当していた者と私で確認しました。

○ 9番（松島重克君） 十分その面を飲み込んだ方々が調査されたということになるわけですが、それでも寄って起った原因は解明出来ておりませんか。その判断はまだおつきになっておりませんか。

○ 経済課長（仲村順三君） この証明を判断したのはその事務を担当している職員と私とでやりまして、その判断というのは証明にミスがあったというふうな判断をしています。

○ 9番（松島重克君） この証明にミスがあったということは前の議会でお聞きしたんですよ。それだけお聞きするんなら私は聞く必要はないんです。何故ミスが起ったかということをお聞きするためにお聞きしているんですよ。

これは十分調査なされて下さい。これは問題を解明して今後の参考にしなければいかんと思います。

解明するお気持ちありますか。

○ 経済課長（仲村順三君） 何でそういうことが起ったかということですが、これは村有地の不正使用が出てから分かったので、それで解明となれば借入れ資金の申し込みに要する証明発行の場合に現地もはっきり確認せずに、或いは申請書も作らずに図面等も添付せずにしたのでこういうふうなミスが起ったのではないかと思います。

○ 9番（松島重克君） そういうような判断は結構なんですがこの裏付けが必要だと思います。役所にあつてこういうことがなされることがおかしい。だから原因は何処にあるか。これは解明すべき問題でしょう。しなければいかんと思います。過去のものだからそれでいいとは言い切れないんですよ。これはこういう判断しかされてないと思います。これ以上出来ないと思います。

次に移りたいと思います。証明の内容にある面積単価、或いは総額というのはどのようになっておりますか。1件ということですからおおよそお分かりだと思います。

○ 経済課長（仲村順三君） 証明発行の面積は35,000坪、単価がおおよそ6セント、2,625

ドルです。

○ 9番(松島重克君) この証明にある面積35,000坪、単価6セント、総額2,625ドルの数字は何処から来ましたか。

○ 経済課長(仲村順三君) この数字、金額、面積等については何処から割り出したか良く分かりません。

○ 9番(松島重克君) 今の答弁おかしいですよ。証明発行は役場がやっておられるんでしょう。交付される人が持って来た数字について公印押しますか。この数字はそれなりの根拠があるんでしょう。お分かりにならないければお分かりにならないで結構なんです。役場の証明している中にあるという数字というものはそんなもんでないと思いますよ。分からないが持って来たから押したということですか。

○ 経済課長(仲村順三君) それについては担当した職員にその割り出しの方法等を聞いてから答弁したいと思います。

○ 9番(松島重克君) そうなされて下さい。分からないでは済まない問題であります。大宜味村の公印が押されているはずですからね。この数字が分からないので持って来たから押したでは通りませんよ。あなたは分からないとおっしゃるがこの数字は多分ここから来ている。

払い下げ設定されますと担当職員と払い下げ調整委員会が現地を踏むんです。境界の確認します。そうしますと職員によっておよその面積が出されるんですよ。これはお分かりでしょう。10年前も最近もやり方は変わらないはずですよ。そしてその後調整委員会が評価に回るんです。この数字が証明にのっているものです。こうしか受け取れないんです。そうでないですか。

○ 議長(玉城一昌君) 暫時休憩いたします。

休 憩 (午後0時19分)

再 開 (午後1時31分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

○ 経済課長(仲村順三君) 資金借入れの証明発行について面積或いは金額等の根拠ですが、払い下げ業務の段階で測量が終ってはっきり面積が出ている分についてはその面積、それから測量してない所については予定面積、それから金額についてもはっきり面積が出ているものについては大体5セントから8セント程度、こういう面積に割り振りして金額を出しています。それから測量してない未確定の土地については本人が借りたい金額等を勘案して、借入れ希望する人の意向も勘案してその面積或いは額等も取り決めしたというふうなことです。

○ 9番（松島重克君） 今の答弁はピン트가はずれております。村当局がこういう証明を出す場合はいくら設定地域内であっても払い下げが決定しなければこういう証明出せないんじゃないですか。設定地域内であっても払い下げる所と払い下げない所があるでしょう。そうしますと設定してあっても払い下げをするという結論が出なければこういう証明出さないんじゃないですか。

○ 経済課長（仲村順三君） この証明発行についてはあくまでも払い下げ予定ということで証明発行しております、これは農協への手続き上、或いは本人の申請書類の作成上必要だということでこの証明発行しております、あくまでも予定ということでの証明であります。

○ 9番（松島重克君） 失礼ですが今のような答弁したら笑われますよ。

村当局がやるような答弁ではないですよこれは。

設定地であっても払い下げない所もあるわけですから、そんな所も証明しますか。やらないでしょう

この数字が出て来るということはこういうことでしょう。払い下げ申請が出まして長から調整委員会に諮問されると調整委員会が検討しまして係職員と調整委員会が現地を踏んで確認します。そして払い下げ希望人に境界のなぎ払いを指示します。その後村の職員が正確かどうか分かりませんが当初は測量していたわけです。そして面積が出た後調整委員会が行って評価をする。それを委員会としては長に答申するわけなんです。答申を受けた長は委員会の答申に基づいて判断を下して払い下げる払い下げないを決定するわけです。これが払い下げ台帳にのるのではないですか。これからしますと当然この証明に表われて来る数字はそれなりの根拠を持った数字であるということになるんじゃないですか。役所内で入れたということになるのではないですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 証明の発行に当っては確かにご指摘のとおりやるのが役所の仕事として当り前のことだと思うわけですが、この証明発行に当ってはまだ払い下げ業務途中で、復帰になればこの資金がなくなるというので払い下げ者の借り入れ要望も強くて、その方々の金銭調達の上からそういうふうな証明発行というふうになっておりますので、確かに証明の発行は当然決定して後発行するのが当然だと思うんですが、この場合証明が必要だということであくまでも予定として発行しています。

○ 9番（松島重克君） 当然おっしゃるように村当局が証明発行するに当って、その中に盛られる数字は根拠がなければいかんということでそういうように理解してもらったらいいいとは思いますが、ただこの証明発行に至る経過について少しお話があったんですが、これは全然違いますね。この証明の交付を受ける必要が出たのは申請をして村当局から払い下げ

をしますと、面積はこれです金額はこれですという通知を受けた時点で農協からこういう制度があるから借りましょうということで申請しているんです。面積も分からない金額も分からない時点でどうして農協に融資を申し込みますか。これは実情に合わないですよ。面積、金額が出てこれだけのものが必要だからといって融資を申し込んだんですよ。その時点では評価も終わっていますから当然面積も金額も出ていると、当時はドルであります。しかし、そういう事務的なものは終わったんだが実際の契約、金銭の受授におけるまでの間がかなりあったものですから農協から借り入れの時の金は円になっていたんです。先程担当課長が言われているのは全然実情は違いますよ。あなたがおっしゃったような交付をお願いする人が申し出た数字を入れたと仮にそうした場合、村はこの数字に責任を持てますか。公印を押してあるからには責任を持たなければいけません。どういう経路であれ発行した以上は、責任を持てますかこの数字に。

責任を持つという意味で発行されたんですか。

○ 経済課長（仲村順三君） この証明を発行した数字について責任をどうするかということですが、あくまでも予定ということで証明を発行したので変更もあり得ることは当然のことでありまして、この数字を予定として証明したので、このとおりになったならなかったということについては、質問の趣旨が予定のことについて責任をどう思うかということになると理解が出来ないような。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後 1 時 59 分）

再 開（午後 2 時 18 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 面積や価格とかにつきましてはあくまでも予定であると、決定ではないということで予定面積といたしているわけでございまして、最終的な決定ではないということでございます。

○ 9 番（松島重克君） なるほどおっしゃるように最終的な決定というのは契約が締結されて金銭の受授があって初めて最終的な決定ということになるわけです。ただ村長がこの土地は払い下げの払い下げしないと判定されない内に証明を出しているのではないかと、村長が払い下げますという判定を下して証明を出したのかどうか。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後 2 時 24 分）

再 開（午後 2 時 39 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

- 経済課長（仲村順三君） 村長の判断の決定以前の証明発行と。
- 9番（松島重克君） 村長の払い下げするしないの判断の前にこういう証明を出すべきですか。先程から申し上げておりますように証明を発行するという事は村が責任を持つということでしょう。又、提出先の機関も村の出す証明を信頼して融資するという事を考えているのではないですか。先程から言っているように数字は交付希望者が言うとおりにしたと、あくまで予定であると、こんなでたらしめな証明の発行のし方はないですよ。笑われますよこんなこと言ったら。村長の払い下げするしないが決まらない前にこういう証明の発行をして当局は責任持てますかこの証明に。
- 村長（根路銘安昌君） 確かにおっしゃるように確定しなければ正式な証明は出せないわけでございます。当時の事情もあったと思うんですが、あくまでも予定という証明でありますので、最終的に必ずこういう面積とか金額とかになるということできなくてあくまでも予定であるという証明のし方ありますので、そのように受ける側におきましても予定を考えて対処すべきであろうと思うわけです。
- 9番（松島重克君） いくらいろいろおっしゃっても村長が払い下げするしないの判定を下す前にこういう証明書を出すべきでないですよ。村当局として当り前のことでしょう。そういう責任の持てない証明を出したのためにこういう問題が提起されて来ているんでしょう。回答でしょうこれは。払い下げを予定して証明したというんでなしに、払い下げ出来ない所を証明しているんですよ。この結論から言って責任の持てない証明を発行しているのではないですか。どうですか。
- 村長（根路銘安昌君） 確かに一部にそのようなものがあります。これは確かに予定でも何でも無い所に予定という表現をしたというところに問題があるわけなんです。ですから一部に予定でもない所を入れたということは確かに責任の持てないような状態になっているわけです。
- 9番（松島重克君） それで大体責任持つ持てないということは分かるわけです。責任の持てないような証明が交付されたために今回の問題が提起されていると、それからもう1点つけ加えておきたいんですが、これは耳に入ったから申し上げるんですが10年前の話だとちょっとあったんですが、確かにそういう感触もしますしかし、この問題は古くて新しい問題だということをご明記していただきたいと思います。無断開墾の問題を調査検討している間について最近出て来た問題であると、こういう重大な問題が分からないで現在まで来ているということを明記していただきたいと思います。

貸地面積より相当大きな面積の証明を発行していると、こういう答弁が先になされているんですがね。これは碎いてご説明をお願いしたいと思います

○ **経済課長（仲村順三君）** これは払い下げを予定としての証明発行でありますので、貸地の場合は貸地よりかは条例、或いはその他によって調整委員会等の検討で貸地よりかは実際にやったのは殆んど多くなっているわけです。

○ **9番（松島重克君）** 貸地面積より相当大きな面積の証明を発行しているということは、貸地させている土地を設定内と勘違いされたのですか。

○ **経済課長（仲村順三君）** 証明発行の段階で確かに勘違いもあったと思います。

○ **9番（松島重克君）** 勘違いということではありますが、これを防止する方法はなかったんですか。この証明発行に際して申請書なり目を通されたんですか。申請書には字、林班、小班、そして略図までついているんですがね。

この場合を考えますと、4号線をはさんで右左分かれているのではないですか。わり合い分かり易い地域になっているんですがね。その辺はどうですか

○ **経済課長（仲村順三君）** 確かにそのとおりの界がはっきり分かる所なんですが、事務の段階で大きな間違いをしてそういうことになっております。

○ **9番（松島重克君）** これは申請書を十分目を通さなかったのが、もし当局のおっしゃる勘違いであるならばそこら辺に原因があるのではないですか。やはりそういうことからしますと、前にこういう申請書の受理に当っては該当するものは受理して該当しないものは受理しないというようなことをして来たことがあるんですが来たものは全部受けるということをおっしゃっておられました。勘違いしているのもこういうことが原因しているのでしょうか。やはり該当するものは受理して設定外のものを受理しないと、こういう建て前は採る必要があると思いますがどうですか。

○ **経済課長（仲村順三君）** 確かにご指摘のとおりだと思います。

○ **9番（松島重克君）** この問題に関心を持っている方々の疑問点はここにあると思うんです。当局が無断耕作と判定し、又当事者も無断耕作だからと認めていると、そして過料を納めたところ、ところが一方では未墾地取得資金の証明の発行がなされていると、これはどうしたことかということに大きな関心があるようなんですがね。これについて当局の考えがあるならばお聞きしたいと思います。

○ **村長（根路銘安昌君）** 無断開墾地ということで考えておりますのは正規な手続きをしないで開墾したというふうなところが無断開墾地だと考えているわけです。ですからその開墾についての手続き、更に開墾していい或いは払い下げしていいという手続きしてなければ無断開墾になるという解釈をしているわけなんです。それで未墾地を払い下げの予定というふうに証明されておるならばその証明は確かに間違いの証明なんです。払い下げ地域設定されてない所を証明するということは間違いの証明であるわけなんです。ですから先程もこれ

は責任の持てない証明であるというふうに申し上げているわけなんです。

一面においてこの証明があったから開墾していいということではないと思います。間違いの証明であっても開墾していいという証明でなくして、払い下げを予定しているという間違いの証明であって開墾やっていいという証明ではないわけです。でありますので私は開墾をした理由付けにはならないだろうと思っています。

○ 9番（松島重克君） 私が申し上げているのはこの証明があるから無断開墾を正当化しようという考えがあるのではないかということであり、当局は矛盾したふたつのものを当局がなさっておられるでしょう。片方では設定外の土地だから所定の手続きを経てやってない、無断耕作だと断定して過料まで取ったと、当事者も認めたから出したか分からんが、そういうことをやっておられる。片方ではその該当する土地を払い下げ予定していますよと証明出したと、このふたつの矛盾を同一人である当局が出されたというところに村民の関心が集まっているんです。これについて何か意思表示があってしかるべきでないかと申し上げているわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かにあの証明の発行の仕方から見ますと後でも間違っていたと取り消しをすべきだったと思うんです。その手続きがなされてない。我々も事務の監督におきまして書類を見ましても不備なところがあるわけです。正式な文書ではやってないわけなんです、話を聞きますと口頭ではやっているということでありまして、間違ったということは出してないわけですが口頭では伝えているということです。本来ならば当然文書で出すべきではなかったかと思うわけなんです。

○ 9番（松島重克君） この問題に関心を持つ方々の中でこういう風潮があるわけなんです。この証明書発行に関しましては当局が言われるような証明発行の際のミスであるのか、或いは作為的に発行された証明であるのかという疑惑があるわけなんです。ミスというものは数字の誤りとか字句の誤植とかいうような軽いものをミスと我々の通常概念では感じるわけですがね。この証明はあまりにもかけ離れたものであると、内容があるような証明がなされていると、はたしてミスであるのか不正証明であるのかということにかなりの関心があるようですがね。ミスにしては大き過ぎる。ただし不正かどうかは分からない。しかし、どうも作為的に発行されたものではないかという疑惑は濃厚であると感ずるんですがね。だからこの辺はもっと明確に解明されたらどうですか。私は必要だと思います。今後の村政においてもプラスになると思います。ましてやこれは村長の決裁を得ていると担当課長の答弁もあるんですからね。担当課長はこの件に関しては決裁を得ておりますと言っておるならばなおさらのことこの問題は古い問題だということではなく、古くて新しい問題として解明して今後の村政にプラスになるような処理をしなければいかんと思いますがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） おっしゃるように確かに問題が起きているということは事務手続き上の問題もあるわけです。それで事務の間違ひもありまして我々も困っているわけでございます。間違っていた証明は正しいということではありませんので正しくしなければいかんと思うわけです。正しく正していかなければいかんと思うわけでありまして、今後こういうことがないように十分注意をしていかなければいかんと思っているわけなんです。

○ 9番（松島重克君） 先程申し上げましたようにミスか不正かという疑惑があると同時に、ある面から見ますとこれは公文書偽造でないかというような向きもあるんです。これは極端な言い方も分かりませんが、見方によっては、だから解明されてこういうものを一掃するような努力が必要でないかと、そして今後の村政にこういう誤りが2度と起らないように処理すべきでないかと思えます。そしてもう1点、これは対外的な問題になっておりますね。金融機関に提出されている証明でありますのでその辺も考慮されて、やはり解明された時点では対外的なそういうところに迷惑かけておりますので、村当局としても迷惑をかけた相手側にも何らかの意思表示を私は必要でないかと思えます。と申し上げますのは、まだこの資金は支払いが完了してないんです。まだ1件か2件残っているようであります。こういうことも十分考慮していただいて処理すべきだと思います。この処理に当りましては何らかの意思表示はいただきたいと思えますがいかがでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 10年前でありまして当時の状況と当時担当した者からも十分聞きまして処理に当りまして対処していきたいと思えます。

○ 10番（前田貞四郎君） この問題は地主から議会で村の考え方を聞いてくれないかという申し入れがありましたのであえてやったんですが、この道路による潰地の面積はいくらぐらいになっているか。又、地主は補償を受けた覚えがないということだが補償されたかどうか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 潰地面積は調査しておりませんので分かりませんそれに地主からまだ1度も補償の問題申し入れがあったわけでもないし村としても補償したことないわけです。

この火葬場の道路の問題は喜如嘉の部落と密接な関係があるわけです。1967年に喜如嘉の代議員会でこの火葬場の村移管について村に要請された例があるわけです。1970年にも村に移管するように強く要請されて、村はそれを受けて71年に火葬場を建設したわけです。その時点からこの道路と土地との境界がはっきりしてないわけです。構図も地積図もないわけです。だからあのあたりの面積はいくらであるのか昔からの国道から火葬場までの道路幅はいくらあるかということもはっきりしないわけです。構図がないために境界が分からないわけですし、潰地がいくらあるかも分からないわけです。従ってその面積、道幅とか分からない

わけで、補償とかの問題は今論ずべきではないわけです。

○ 10番（前田貞四郎君） あちらの地主の面積分かりませんか。周辺の土地は登記されていると思うんです。潰地が出たということは認めますか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 確かに登記所には個人の地主の面積は出ているでしょう。この道路によって潰地が出たということは構図がない限り測量しない限り出て来ないわけです。

○ 10番（前田貞四郎君） 終戦間もなく測量した図面を認めますか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 我々がそれを認めることは出来ないだろうと思います。村にも地積図はあるわけですが、あの一带は未確認地帯でありまして構図は来てないわけです。それで我々もいろいろ考えているわけですが手がつけられない状態なんです。

○ 10番（前田貞四郎君） 潰地があるかないかも不明ということですか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 構図がない限り境界をはっきりしないと、この道路に隣接する土地が未確定の土地でありまして構図が出来ていないわけです。ですから潰地があるかないということも認めるわけにいかないわけです。

○ 10番（前田貞四郎君） 先程地主から何ともないという話がありましたが地主としてはたいした面積でないので村から話があれば村に提供してもいいんだと、しかし、村から何の話もないので聞いてくれということだったんです。

地主としては確かに潰地が出ているということは認めているわけです。部落の火葬場時代は霊きゅう車で通る道幅であったが、今はトラックも通るといことで地主としては確かに潰地が出ていると言っているわけです。その点についてどう思いますか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 地主の言い分もあるだろうかとは思いますが。

勿論昔は霊きゅう車で通った幅しかなかったと、今は大きくなっているといことで地主の方から潰地が出ているといことで潰地面積のことなど聞かれていると思うわけですが、こちらとしては構図がない限りどうと言えないわけです。

○ 10番（前田貞四郎君） 構図というのは何処からか取り寄せる手段はないんですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 構図は法務省の土地調査事務所で取り扱いしているわけなんです。ですから向こうが確定して公表しない限り構図は取り寄せ出来ないわけなんです。ですから向こうが確定すると公表するわけなんです。それまでやるまでなかなか取り寄せ出来ないわけなんです。本村ではそこだけでなくまだ2、3の所あるわけです。未確定地域が。終戦後やりました調査が確実性が薄いというわけで国の方で沖縄のもの更に調査しているわけです。その時に境界杭を打ってなくて向こうが調査出来なかった所、或いは境界のなぎ払いをしてなかったような所は調査出来ないものだから調査してないで、その原全体がそうかというともないよう、ごくわずかの未確認の土地があった場合には公表してないよう

です。ですから構図が確認されて公表しないと取り寄せは出来ないわけなんです。

○ 10番（前田貞四郎君） 村として関係地主に対してそういう説明をしておく必要があると思いますがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 我々として実際に潰れたかどうかという調査もしておりません。地主にはそういうことを説明しておく必要はあろうかと思えます。それは近い内に地主も調べさせまして事情を説明したいと思えます。

○ 3番（山城宗喜君） 大宜味部落内5班と喜納間の農道の建設について長年の間大宜味部落民が待望していたわけですが、幸いに工事着工の運びになりまして以来年次的に工事が進んできたし、今は農道が完成いたしました。更に昭和54年度をもって舗装工事が完了し立派な道路が完成いたしました。大宜味部落と喜納を結ぶ道路として交通、産業振興に大変便利になり村民のこの道路の通行量も多くなっている現況であります。

一方、喜納から上原に通ずる村道とも連結しており、この農道の村道認定の諸条件は整っておりますので、村道に認定すべきと思えますがこの点について村当局の方針を承たいと思えます。

○ 村長（根路銘安昌君） 大宜味農道は復帰後に年次的に工事をやってまいりまして昭和54年に完成したわけですが、それで農道を造ってすぐに村道に編入出来るか、これは制約はないかということも調べる必要があるわけですが、でありますので県の担当部局とも相談しなければ出来ないわけでごさいます、勝手に出来るのか、制約があるのか、そういうふうなもの正してからそれに対処していきたいと思えます。

○ 3番（山城宗喜君） 現在の状況を見ますと村道でない関係上、春秋の2回ぐらいは総動員をしまして清掃に当たったりして部落民は協力しております。これが村道に認定されますという管理の面でも立派になると思えますので、それが実現のため部落民は作業を実施し、又、村民も期待していると思えますので村道認定のために一層努力してもらいたいと思えますがどうですか

○ 村長（根路銘安昌君） 先程も申し上げましたように制度的にどうなっているか県の担当部局とも相談しなければ分からんわけですが、一昨年そこは舗装したわけですがまだ会計検査も済まんわけですので、そういう手続きが可能かどうかという問題があるわけですが、だからそういうふうなもの相談しなければ村道編入ということもはっきりしないわけですが、県の意見も聞きながら対処していきたいと思えます。

○ 13番（平良嘉清君） この問題については判断に苦しむかと思えます。

国は来たる臨時国会におきまして部会の結論に基づきましてこれを提案して市町村におろすのはまだいくら余裕があるわけですが、しかし、現在までの国の財政から見た場合には

50年以降におきましては3ケタ代の国債依存度に依存しましてやっている。そこで村といたしましても行政面と財政面、その他予想されるべき問題はないかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 第2次臨調が中間答申を出すというのは新聞報道をしてみますと7月10日といわれているわけですその答申がどのように出て来るかということを我々見守っているわけですし、行政組織とかははっきり見ておりません。又、検討もしておりません。

○ 13番（平良嘉清君） 検討の段階よりも現在まで村政を担当いたしまして行政組織の面財政面ということはある程度予測はつくのではないかと思うんです。行政面につきましては組織の機能分担の問題、財政面につきましては給与水準とか組織の事務の効率化とかいうものがあると思うわけですが、その域までにお感じにならないか。

○ 村長（根路銘安昌君） 今、我々としてもどういうものが具体的に出て来るか分からんわけです。全国的に第2次臨調の答申に向けて各団体がそれに不満を示しましていろんな面からそれに対して是正策を構じるように要請している段階でございます。情報を聞きますと、これはそのように出て来るか分かりませんが、全国的に市町村に対する財政的なし寄せは出て来ると予想されるわけですが、全国的にそのようなもの絶対受けるわけにいかんとそれに対して総反論をしているわけです。ですから我々は前向きにやって下さいということは考えられないことなんです。例えば、土地改良事業であっても何故個人の土地に改良するのに金を出すのかというふうなことで、そういうふうなことは止めなさいと臨調内にはあるということでございまして、今、うわさに上っているものは相当国民的に反論して是正をさせなければいかんと思っているわけなんです。

○ 9番（松島重克君） 現在予定されている村内からの取水計画はどうなっておりますか。場所と取水時期、見返り等につきまして現在の状況をお聞きしたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 河川水について取水させてくれと来ておりますのは田嘉里川、喜如嘉川、平南川の3か所でございます。それでそれにつきまして田嘉里、謝名城、喜如嘉、津波の部落の意見も聞いているわけです。それでこういうふうな条件を入れたら取らしてもいいという条件を付して意見が来ているわけです。それでその条件の見返りもあるわけですが、その見返りにつきまして企業局の方に話をやっているわけなんです、どうやるとまだはっきりしたことが出て来ないわけなんです。

○ 9番（松島重克君） 企業局がそれぞれのか所から取水計画をしているわけですが、何時頃から取水しようということはお聞きになっておりませんか。

既に見返りについては話がまとまったところがあるように聞いていますね。そして現在見返りについて折衝中というところもあるかと思うんですが、その辺について具体的にお聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 取水問題についての部落から出て来ている見返りもあるわけなんですけど、更に我々としても取らせて後問題が起らんかということも十分検討しなければいけません。更に我々としても取らせて後問題が起らんかということも十分検討しなければいけません。かんわけでございまして、沖縄全体的に見ますと確かに水不足であるのでこちらのプラスになる方向であるならば止むを得ないんじゃないかと考えるわけですが、最終的には後々まで悔いのないような条件を付けなければいけません。このことではないかということで検討しているわけなんですけど、それでその検討のものが両方で合意に達してないわけです。ですから今ひとつひとつとつこうだということは申し上げかねますが、近い内に話し合いをする順序としての整理をしようじゃないかというふうなことは両方話し合いしているわけです。

○ 9番（松島重克君） いろんな話が耳に入るわけです。田嘉里は既に見返りについて施設は出来上がっている。田嘉里の場合はそういう意味で見返りについての話は殆んど済んだと考えていいのではないかと思います。詳しくは分かりませんが我々から見た範囲ではそういう感じです。

それから喜如嘉についても現在見返りについて折衝中だと聞いておりますが、どういう見返りを考えて折衝されておられるのか、或いは平南についてはどのような見返りの希望を持っているのか。と申し上げますのは我々の地域でも今後出る可能性がありますので、お聞かせ願えれば後々参考になると思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに各部落から上っているもの皆さんにもお上げする必要があります。と言うことは、当初、これは1か年も前ですが我々正式に企業局からこうやりたいと来ない前に企業局が私共部落の意向も聞く必要があるから企業局が単独でどうすると決めかねるといふこと話したら、直接部落に乗り込んでやっているわけです。それで各部落から企業局へ出した要請というのが各部落でやり変えする必要があるということで、喜如嘉あたりもやり変えする必要があるから前のものは折衝に入るの待ってくれという部落から要求があったわけです。それで企業局に要請したという資料が昨日6月30日付けで新しく要請した資料が来ているわけでございます。又、謝名城の方も2、3日以内に部落の意向まとめるから待ってくれということがあるわけなんです。津波は企業局に対して直接的な要求はしてないわけです。ですからそういうふうなもの一応整えてから議員の皆さんにも配布したいと思っています。

○ 9番（松島重克君） それから1点気になることがあるんですけど、田嘉里の方は既に見返りについての話し合いも大分前に決まらして施設も出来ているということのようですが、肝心の交付金がひっかかっているということですが、自分達の場合に置き変えて考えますと、話はうまくいって水は取らした、後になって金が出ないと大変だと感ずるんですけど、田嘉里の場合そういう問題があるということどういう意味ですか

○ 村長（根路銘安昌君） 集会所を造ったんですが交付金が来ないと、造ったことは造ったんですがまだ水を取ることは出来ないんです。水を取る契約までしなければ向こうは出さないとやっているのではないかと私は解釈するわけですが、ですから水を取れるような条件になれば金が出て来ると思う。交付金というよりも受益者負担に対しての企業局の助成、その分が水を取るような条件になれば向こう出すということでないかと思うんです。

○ 9番（松島重克君） その辺問題があるなあと感じているんですが、見返りについては話し合いの中で水を取る時点でそういう金は出すんだというような条件であったんですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 田嘉里と向こうとの直接的な話し合いはどの程度やったか分かりませんが、水を取らずと覚書を締結すれば金を出すという考え方でないかと思うんです

○ 9番（松島重克君） そうしますと交渉は主として田嘉里部落と企業局ということのようですが、見返りの話し合いでそういうものは多分出て来て覚書が何か作られているのではないかと理解していたわけですが、早目に施設は出来たと、水を取るまで金は出さないとということであれば地元は困るのではないのでしょうか。村はこういう折衝の仲介には立たれないんですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 取企業局から1河川1河川でなくして、田嘉里川、喜如嘉川、平南川を一括して覚書を交わしたいと言っているんです。ですから覚書を交わした場合には今の状態で覚書を交わした場合は見返りもなくして覚書を交わしたことになりまして、それで3河川をひとつでやるというならば4部落の人達も、又、その他の面においても了解がなければ覚書締結出来ないような状態になっているわけです。

○ 9番（松島重克君） そうしますと一括してやるということであれば、仮に他の部落が見返りの点で折り合わないで取水させないということになりますとどうなりますか。施設は出来ておる、金は出さないとということになるとどうなりますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 一括してやるというのは企業局側からの申し入れであるわけです。結局はこの部落も沢山の条件を出しているんですがどの辺で妥協するかということもあろうかと思うんです。ですからこれを納得しなければ今の企業局の3河川を一括して覚書を交わそうという今のような進め方では勿論1部落がどうにも出来ないと言った場合には出来ない場合もあるというふうなことです。

○ 9番（松島重克君） 既に出来ている部落は他の部落が解決しなければ金が出ないということになれば困るわけです。そういう場合の打開策は村当局が仲介の労をお取りになる考えお持ちでないかと思いますがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 向こうが前渡しをしてくれたら可能であるかも知れませんが、おそらく向こうとしても手続きを経て出さなければいかん金でありましょうし、そう簡単に

はいかんと思うんです。村を通じないで向こうが出していいということであれば出して構わないと私は言っているわけです。覚書を交わさんと企業局の判断で出してもいいというならば私は構わんとやっているんですが、だから向こうがそういうふうに覚書交わさんと金が出せるかどうかという問題です。

○ 9番(松島重克君) 今のお話を聞きまして、これからあっちこっちこういうケースが出た場合に、今のように大体の話は決まって施設は造った、金が出ないというケースが出たら非常に困るケースが出ると思うんですね。だから全体ということも当然企業局は考えるでしょうがやはり先に出来た施設に対してはそれなりの処置をしてもらわないと、他の所が見返りについて話し合いをして施設が出来て水を取らずというところまで来ないと金が出ないということになると、先にやった所は困ると思います。これは当局が何らかの打開策の労をお取りになる必要があると思うんですがねでない他の所がそういう話し合いになった場合に相手を信用しなくなると思うんですがね。何かその辺の打開策は考えつかないですか。

○ 村長(根路銘安昌君) 今のところ私の考え方では締結を結ぶ以前の打開策というのは考えつきません。

○ 9番(松島重克君) そうしますと他の部落が見返りの話をして田嘉里のように施設を造って水を取って下さいというまでは田嘉里は待たなければいかんということですか。

○ 村長(根路銘安昌君) 予想なんです、覚書を交わさなければ企業局としても金はおさんののではないかと見ているわけです

○ 9番(松島重克君) 一括で覚書或いは契約をする時には村はどういう立場にお立ちになるんですか。

○ 村長(根路銘安昌君) 部落から上って来たものを100%実行させるような方法で交渉しなければいかんと思っています。

○ 9番(松島重克君) そういう姿勢をお持ちなら、今の田嘉里の状況はやはり村が介入されて何らかの打開策を取る必要があると思うんですが、折角見返りを実行させるようにしながら今の状態では後の締めくりに困っておられるのではないかと思います。今の状態ではお互いの信用が破壊されるのではないですか。施設が出来たら金が出るだろうと、当然水を上げるために施設を造ったんだから取らすことには異議ないと思うんですがね。だからこの辺の仲介の労はお取りになるべきだと思うんですがね当局は。

○ 村長(根路銘安昌君) ご承知のようにあの施設そのものは必ずしも水を上げるために出来た施設ではないわけです。と言うことは、あれは予算を通してやりましたのは村落構造改善事業であるわけです。その事業を優先的に本村に割り当てたということなんです。あれは農林省から出ている金でございまして、水対策としての制度ではないわけです。それに

つきまして負担分が企業局の助成でやろうということなんです。確かに話し合いが十分でない前に事業をやったためにこの負担分というのが何時出るかということがはっきりしない状態なんです。

○ 9番（松島重克君） 今のお話では見返りについて十分話し合いしない間にそういう事業がなされたということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 十分話し合いというのは、条件とかそういうものが十分解決つかん前にこの事業を本村に優先的に割り当てするからということでした。

○ 9番（松島重克君） 建て前上は取水と関係なしに農林省から出た金で村の事業として行ったということですが、本音は取水と関係ありますよね。企業局が負担分を持つということからして、そうしますと村がやった事業、そして当該部落は企業局が自分達の対応費を持ってくれると、その持つてくれると思っている対応費が出ないということはこれは事業の性格から言って当局が一膚脱ぐ必要があるんじゃないですか。こんな状況で他の部落が決まるまで待ちなさいとは言えないんじゃないですか。事業の本質から言ってもそうなるのではないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 事業の本質はやっぱり農業関係の事業であるわけなんです。ですから事業に対して県の権限で割り当て出来るものを優先的にやったということになるわけなんです。だからそれに対して負担金は企業局が応援しようということをやっているわけなんです。ですから部落の要請もあってその事業やっているんですが、その部落の要請に基づきまして企業局もこういう事業を本村に割り当てしてくれんかという働きかけはあったと思うんです。企業局から。

しかし、水をやらなければこの事業絶対やらないということではないわけです。そういうふうな事情です。

○ 9番（松島重克君） この施設に関して地元負担分を企業局が持つという話し合いの詰めをする時に村当局は全然無関係ですか。何か覚書とか契約とかいう場合に村の名前は出てないわけですか。或いはそういう話し合いの席に村は出席してないわけですか。企業局と当該部落に任せっきりということだったんですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 直接の話し合いには私は出ておりませんが、そういうふうな事情は聞いております。但し、水を取らすことを前提にこれをやりましょうということでありまして、ですから水を取るということがはっきりしなければ企業局は出せないということなんです。

○ 9番（松島重克君） そうしますと他の部落にそういう問題が起った時にはあくまでその部落が企業局と折衝して見返りを勝ち取るということになりますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 田嘉里の場合は例外なんです。と言うことは田嘉里からこういう要請がありましてやっているわけなんです、覚書を結ばない前にやっているものですかからそういうふうな状態になっているわけですし、覚書を締結して後になりますとこれに対しては村が責任を持って企業局に出すようにさせます。

○ 9番（松島重克君） そうしますと今までのお話を総合して結論づけられることは、この問題につきましては田嘉里は企業局との折衝の時点でミスがあったということになりますか。

○ 村長（根路銘安昌君） そうとらえるべきかどうかははっきり言えないわけなんです、部落としてのとらえ方で早くした方がいいと、覚書の締結もすぐ出来るんじゃないかというとらえ方もあったと思うんです。ですから手続きが完了しない前にやっているものだからそういうふうになっていると思います。

○ 9番（松島重克君） 喜如嘉、謝名城は変更があるようなお話であるようですが、今までに出ていた見返りはどういうものであったわけですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 見返りの条件と水を取ることに付いての地域の条件がいろいろあるわけですが、見返りに付いては、喜如嘉が新しく出しているもので集会所を造ってくれと、それから水を取る堰の上に橋の横断歩道を造ってくれということでございます。

謝名城のものは2、3日内に出すということでございますので、前のもの場合には、これはあくまでも村に直接来たものでなくして企業局に出しているものをこちらが資料として取っているわけです。

前の場合は放送施設と水道タンクの増設ということになっています。それでこちらから申し入れしているのがあるわけです。水道タンクの増設なんです、これを国の補助を得て造ってくれというふうに企業局に要請しているものですから、これは問題だと、わずかなタンクを造って国の補助でやるということになると、この地域の簡易水道の整備が整備済みだというふうに国に見られると、本当に整備する場合に国の補助の対象にならんわけです。ですからこれをする場合には国の補助ということを書かんでこれは企業局がやろうが造ってもらえばいいわけだから、国の補助金ということを書かんようにしてくれというふうに両方の区長には申し上げているわけです。

○ 9番（松島重克君） 前にダム建設計画についてお伺いしたわけですがその後何か情報をキャッチなされておられませんか。

○ 村長（根路銘安昌君） ダム建設につきましては先月平南ダムにつきまして今までの調査でダムの建設の可能性があるので昭和57年度から実施の調査を始めたいというふうなことで先月その連絡があるわけなんです。それに対してまだ話し合いしてありませんが、津波の

区長に対してこういうふうな連絡があるということは伝えてあります。

○ 9番（松島重克君） 実には塩屋部落におきましては現在の大保ポンプ場周辺の地質調査をしたいのでさせてくれということなんです。関係地主が塩屋の方だということで部落に申し出があったようです。そうしますと区長は代議員に諮ったところ、これは協力出来ないと、ダムを前提とした調査には協力出来ないとということで地主にもそういう趣旨を理解していただいて部落と同一行動を取るということになっているわけです。ところが相手のあることでありますので相手はどのように出るか一応警戒をしておられるようですがどういう手段に出て来るか分かりませんが、こういう状況にある場合当局としてはこういう土質調査は強行される可能性があるか。国はダム建設に当って地域が調査を拒否しても強行する可能性があるかどうか。この辺の見通しの判断をお持ちであったらお聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに大保川の場所はおっしゃるようにポンプ場の付近を可能性調査をしたいという申し入れがあったわけです。この水対策につきましては助役直轄でその関係者との折衝をやってもらっているとやっているわけなんです、そこは全部個人の土地であり、ですから可能性の調査につきましてもその地域の方々に相談してやるようにということをお役は話したと言っているわけなんです、可能性の調査をして出来るということになると今度は平南川と同じように実施計画をさせてくれというふうなことが来るのではないかと思うんです。それでこういう調査のことにつきましては地域の方々にも知らせなければいかんと思うんです。これがどう実施されるかということはまだ我々も予測されないわけですが、可能性を調査させてくれという申し出はあるわけです。

○ 9番（松島重克君） 国のことですので地元が拒否しても強行に何らかの調査をするのではないかというような感じも出ているわけです。それで当局の見通しをお聞きしているわけです。強行に調査をする可能性があるかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） こういうことまでまだ調べてないんですが、調査そのものはダム事務所でやるわけなんです、ただ国だけでやるわけではなくして県の開発局あたりとも内部的には連絡し合っているといると思いますので情報をこれから調べなければいけないのではないかと考えています。

○ 9番（松島重克君） この調査が部落に来るまでに村を經由して来ているわけですか。こういう調査協力依頼というのは。

○ 村長（根路銘安昌君） 助役のところにお申し出があったと聞いています。

○ 9番（松島重克君） そうしますと当然地元が拒否した場合は当局もそういう姿勢でダム事務所には対応していただいておりますというように理解してよろしいですか。

○ 村長（根路銘安昌君） ダム事務所にも助役の返事はその地主や地域の意見を尊重する

ということで話しているということです。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時08分）

再 開（午後4時15分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 10番（前田貞四郎君） 去年の9月定例会の時に浸水しておりまして議員も全員調査に行きまして、その時も数名の議員から質問がありましたが、私の質問に対しまして村長の答弁は水門を造ることによって効果があるのは1班の所です。そこは水門を造ろうではないかと話し合っているわけですとご答弁がありましたが、未だ造られてないのは方針を変えられたわけですか。

○ 建設課長（古我知 清君） 1班からの排水口の水門については前に予算化してありますのでやる予定です。

○ 10番（前田貞四郎君） 8班は十分調査して専門家の意見も聞かなければならないというご答弁でしたが聞かれたかどうか。

聞いておればどういう結果であったか。

○ 建設課長（古我知 清君） 専門家の意見ではないんですが専門書を調べてみますと、あの排水口の断面からして汚水排水の問題で水門となると機能が退化するというので、そこに汚水の停滞が生じると、余計環境上悪い結果を来たすというような、水の流れの少ないか所でこういうような水門の設置というのは好ましくないと、強いて水門を設置するとなるとものすごい管理に終始しなければならないという結果になるわけです。

例えば、雨の降る場合は開けてしまうと、下口から水の入る時点では締めてしまうという操作が必要になって来るわけです。そして普通の水門形式では取り付けが難しくなるわけです。と言いますと流量がないし、その流速によって水門が開くという装置はあの排水口断面では難しい結果が出て来ると、水門の専門書を見てみますとこういう排水口水門というのは見当たらないんです。そこは海水と汚水との合流によって排水機能を阻害されて来ますので、そういう場合はこの排水を有効水面の高さまで上げていくかをしないと、むしろ水門という形でやった場合には常時管理態勢を整えておかないといけない状態になるというふうなことが考えられるわけです。むしろ水門を造るよりは別に工法として考えられるのではないかと思っています。

○ 10番（前田貞四郎君） 水門よりも別の防護策があるのではないかという話ですが、それがあればそれに越したことはないと思います。これから暴風時期になりますので早急に実施すべきと思いますが何時頃までにやるお考えですか。1班のものです。

○ **建設課長（古我知 清君）** 1班のものについては調整中でありまして、早急にやりた
いと思います。

○ **3番（山城宗喜君）** 新聞の報ずるところによりますと、沖縄県公害対策、海水浴シー
ズンを前に県内主要ビーチの水質検査を行いその検査結果を公表しています。名護保健所
においては5月25日本村の津波、塩屋、根路銘、大宜味、饒波、喜如嘉の5か所の海水浴場の
水質調査が行なわれたと聞いています。その5か所の調査結果がございましたらお伺いた
します。

○ **厚生課長（稲福幸三君）** 5月25日に名護保健所において村内6か所から海水をサンプ
リングして検査しておりますが、その結果が6月6日に出されているわけです。喜如嘉の農
村改善センターの前、饒波河口、大宜味、根路銘部落入口、塩屋駐在所の前、津波部落前の
6か所やっているわけです。実施したこの6か所は全て快適という結果が出ています。

○ **3番（山城宗喜君）** 名護保健所の6か所の検査結果は全て快適とのことでありま
す。誠に結構なことと思います。本村は一部を除いて殆んど海岸線に沿い何時でも海水浴が出来
るよう状況にあります。それだけに村民自体がその点を自覚しまして常時海浜の清潔保持に
協力し、海をきれいにするという心がけが必要だと思います。なお、海水浴に関連しまして私
が考えている注意事項を申し上げます。工事の際は赤土水が出た場合、時には農耕地から農
薬が流れて来る。又、水洗便所よりの汚水が海水を汚染する恐れがあることも予想されま
すので、健康維持のためにも工事のために赤土水が出ている時は海水浴を禁ずるべきである
と思います。なお、関連して気づいた点であります。最近、海水浴のために各地で水難事故
が起っている、何時何処でそれが起らないとも限らないので海水浴については水難事故に
ついては特に留意しなければならない。私が申し上げました諸点の注意事項についてお考えを
お伺いします。

○ **村長（根路銘安昌君）** 確かに水難事故各地で発生しております。水難事故にかからな
い心がけが大事だと思いますので、教育委員会にもそういうこと申し入れたいと思ってい
ます。その他の団体や各部落に対しても呼びかけをしたいと思っております。

○ **3番（山城宗喜君）** 本村に喜如嘉校の1か所のプールがありますが、そのプールの水
質検査も必要と思いますが、それについてお考えがありますか。

○ **厚生課長（稲福幸三君）** プールの管理者は校長ですので校長の依頼によって出来るだ
ろうと、これは我々と関係ありません。

○ **13番（平良嘉清君）** 当初予算には費目存置でございます。最近それについての会合が
持たれたと聞いておりますので、実施時斯、予算について、産業まつりの具体的内容につ
いてお伺いいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） これは予定でございます。予算も今度補正してもらったわけなんですけど実施に向けての計画を整えましてから本格的なものしようと思っっているわけですが、予定といたしましては実施時期は11月28日29日を予定しております。具体的内容は各部会でいろいろ検討いたしまして資料は出て来ているわけですが、これを全部やるかどうかということはこれから検討しようというわけなんです。目的といたしましては、大宜味村の産業教育文化の現状を広く紹介するとともに村民相互の融和と協調及び連帯の意識の高揚を図るため、村民総参加のまつりとして位置づける。更にこのまつりが本村の産業教育文化全ての振興発展に寄与することを願いとする。豊かで住み良い健康で明るい文化的な大宜味村づくりの推進することを目的としているわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 3番退場。（午後4時35分）

○ 13番（平良嘉清君） 部会はいくつあるか。部会の内容についてお伺いします。

○ 経済課長（仲村順三君） 部会は総務部、農林水産部、教育文化部、商工部の4つに分けてあります。

総務部は広報、表彰、保安関係、農林水産部は農林水産物の展示、即売、営農相談、産業にかかる表彰をするための審査、教育文化部は従来やっております大宜味展的な催しもの、郷土芸能に関するもの商工部はパレード、出店、角力、各事業所の生産物の展示、即売というような内容で案として持っております。

○ 13番（平良嘉清君） 対外的に参加するような団体はございませんか。

○ 経済課長（仲村順三君） 今のところ対外的、村外からまつりに参加するというようなもの検討しておりません。

○ 13番（平良嘉清君） ご存知のように本村は全体の80%という山林原野をかかえておりますので、林業構造改善事業の具体的内容について、森林組合が設立されたと聞いておりますがその具体的内容について、有効利用樹木の選択についてお伺いいたします。

○ 経済課長（仲村順三君） 林業構造改善事業の内容についてですが、この事業の仕組みが山村林業構造改善事業は林家戸数が300戸以上ある所を対象に、地区林業構造改善事業は森林面積が1,000ヘクタール以上を対象に、広域林業構造改善事業は2市町村以上にまたがる事業、林業構造改善特別対策事業は山村及び地区林業構を実施している地域以外の地域を対象とし、緊急に実施する必要がある事業、この4つがこの事業の大きな柱になっております。この事業を実施する場合は先ず地域指定を受けるための作業を始めまして、県知事に指定申請をするということで、その次に指定がなれば計画の樹立、そして県に申請して認可なれば事業の実施ということになります。これ等の事業の実施主体ですが、市町村、或いは森林組合、森林業者が組織する団体が事業主体となって事業が行なわれるということになります。

その事業でどういうものが出来るかと申しますと沢山ありまして、造林事業、チップ生産施設、樹苗生産施設、特用林産物生産施設、基盤整備用機械施設、木材集出荷販売施設、樹苗集出荷販売施設、特用林産物集出荷販売施設、林産物加工品展示販売施設、森林資源有効利用加工施設、活動拠点施設、情報処理施設、生産環境施設、労働環境施設、協同林整備事業が内容としてこの事業で出来るわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） 森林組合をつくるための準備を発起人会がやっているということを知っています。林業的なひとつの経済的な面から育成するように村としても協力するようにやっていきたいと思っております。

○ 経済課長（仲村順三君） 有効利用の樹木の選択ということですが、県が約17種ぐらい指定していますが、その中で本村としてはイヌマキ、センダン、ウルトモキ、クスノキ、ヘゴ、福木、琉球コクタン、サクラが優良樹木でないかと考えております。

○ 13番（平良嘉清君） 森林構造改善事業を行う場合は森林組合をつくらなければならないということですか。

○ 経済課長（仲村順三君） この事業の中で組合が事業主体になるのが適当なもの、林道事業やチップ施設とか大型のものは組合ではどうかと思うんですが、組合が可能なものは出来るだけ組合で事業主体になってもらうとこの事業がスムーズに行くのではないかと思います。

○ 13番（平良嘉清君） 森林組合をつくって同時に事業を発足させなければならないということになりますか。

○ 経済課長（仲村順三君） 事業を推進するには受けざらとして組合があればなおスムーズに行くということで、一緒に走らさなければいけないということではないわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 森林組合の現状の内容についてお伺いします。

○ 経済課長（仲村順三君） 組合の組織の内容ですが、これは去った6月20日に結成総会を持っています。組合員数は10名から11名になっていると聞いています。定款と規約の審議がなされて承認されております。

○ 13番（平良嘉清君） 優良樹木は9種選択したということですが、9種に対しては構造改善事業に折り込むか森林組合に折り込むかということなるわけです。この9種を選んだ中でどのような計画を持っているか。

○ 経済課長（仲村順三君） 現在のところそのような計画立っていません。構造改善事業の指定を受けべく56年度で調査する段階で、その時点にならなければ具体的なもの出て来ないので、森林組合がやるかやらんかは森林組合の事業の中で決めていく問題だと思っております。

○ 議長（玉城一昌君） 会議時間の延長についておはかりいたします。

本日予定の一般質問が終了するまで会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、本日予定の一般質問が終了するまで会議時間を延長することに決しました。

○ 13番(平良嘉清君) 今一番考えなければならんと私なりに思うことは土壌診断した土壌診断書を村民の土地を集計しまして土壌診断書というものを作成運用出来るということでございますが、もう少し大幅に増やしまして土壌診断を出来ないものかどうか。そういうことによってある程度のむだ省けるし、高率的な運用が出来ると、これを分かってやった場合には酸性土壌と思ってやったものがリンが多かったりして判断だけでやった場合にはむだが出ますし、どうしても基本的な問題といたしましては土壌診断は普及所を利用いたしまして村民の土地を診断することが先決でないかということが第1点と、第2点は生改事業でございますが懇談会の中で要望があったわけですが現在生改の事業としましては食生活ということに対して非常に比重を置いているようでございます。みそ造りというのが重点のようです。市販しているものは100とした場合は造った場合は60%の比重でみそが食べられると、国頭や東ではミンチを約7万円であるので各部落に村でもってやっていると、本村の場合は個人であるのだが古くなって使えないということで、これを校区でもいいからミンチを予算化出来ないか。そうすればグループでもってみそを造って、わずかの予算であろうかと思っておりますのでこういう予算措置、第3点は青年が普及所を利用するのが沢山いるわけです。夏場になりますと35度から36度ぐらいの熱を帯びまして仕事が出来ないらしいんですよ。向こうは村の財産を借りていますのでがまんをやっているようですが、施設の面においても関係課と相談いたしまして環境整備の面に考えていただけないかどうか。

○ 議長(玉城一昌君) 暫時休憩いたします。

休 憩 (午後5時00分)

再 開 (午後5時06分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

○ 経済課長(仲村順三君) 土壌診断は農業生産を高めていくには是非必要なことでありまして、それで農協で診断機を購入するように事業を申請してありますので、こういう機具を利用して農家の土壌診断をやるように努めていきたいと考えています。

○ 村長(根路銘安昌君) みそ造りのミンチ機、これはどういうふうに行われるか生改あたりから要請があれば検討はしてみたいと思っています。

更に、県が本村の施設を借りている県の事務所であるわけです。県に対して我々が冷房を

入れてあげるといことは問題だと思います。県自体で買ってもらったかどうかと思います。

- 13番（平良嘉清君） この件について名護本部から連絡はなかったかどうか。
- 村長（根路銘安昌君） 正式な連絡は私のところに来ておりません。
- 13番（平良嘉清君） 払い下げ調整委員会の設置当時から払い下げ調整委員会に関する収发文書があるかどうか。関係職員の動態表はその当時からあるかどうか。
- 経済課長（仲村順三君） 払い下げ調整委員会に関する文書はあります。関係職員の動態は別に文書としてありません。
- 13番（平良嘉清君） その当時の職員の動態は何でわかりますか。
- 経済課長（仲村順三君） 職員の動態表という形で書類上の処理はしておりません。払い下げ事務に従事した場合は関係書類から引き出せば分かるのではないかと思うんですが
- 13番（平良嘉清君） 外勤の場合は課長の決裁を得てからすると思うんですが、その中においても動態は当然記録してあるべきと思うんです。兼職であればなおさら関係する事務においてははっきりしなければならんと思うんですが、どうですか。
- 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後5時16分）

再 開（午後5時24分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
- 村長（根路銘安昌君） 職員の村外出張につきましては決裁を受けて行くようになっておりますので、そして用件まで書かれているわけですから村外に出る場合は全部決裁を受けるようになっています。
- 13番（平良嘉清君） 建て前は受けるようになっているが、そういうような書類があるかということです。
- 経済課長（仲村順三君） 5か年以内のものは保管されておりますが、それ以前のものには調べてみないとわかりません。
- 13番（平良嘉清君） 9月定例議会まで調べられますか。
- 経済課長（仲村順三君） 一応調べてみます。
- 議長（玉城一昌君） 以上をもって一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後5時26分）

再 開（午後5時29分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
以上をもって本日の日程全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。
ご苦労さんでした。

散 会（午後5時30分）

第2回大宜味村議会定例会会議録

(第7号) 昭和56年7月2日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和56年7月2日 午前10時00分)

閉 会 (昭和56年7月2日 午後5時00分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 書 記 金 城 良 一 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 山 城 保 雄 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第7号）

日程第1 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

日程第2 陳情第1号 国民年金全面適用に関する要望書

日程第3 陳情第2号 韓半島の自主的平和統一に関する決議要望書

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時07分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

報告第2号を議題といたします。

村長の説明を求めます。

- 村長（根路銘安昌君） 昭和55年度大宜味村一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

10款教育費の3項中学校費大宜味中学校校地拡張請負工事、金額で15,400,000円、翌年度の繰越額が10,800,000円、未収入特定財源で17,600,000円となっております。

これは10,800,000円繰越したために振興資金の総額17,600,000円が年度内の整理期間において入らなかったということです。中学校の拡張工事の外に委託設計、土地購入費なども事業執行済みであるわけですが、起債総額が年度内の整理期間で入らなかったということでございます。

なお、これが6月になって17,600,000円の振興資金が入って来ています。

- 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時11分）

再 開（午前10時14分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第2 陳情第1号及び日程第3 陳情第2号を一括議題といたします。

議題検討のため暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時15分）

再 開（午後4時59分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

会議規則第43条の現定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字その他の整理について議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字その他の整理については議長に委任されました。

更におはかりいたします。

これをもって本定例会を閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって昭和56年第2回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会（午後5時00分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員（5番） 平 良 実

署名議員（6番） 福 地 善 雄